## 再発防止策 2026年3月期上半期における実施・運用状況

施策		   具体策	   2025年3月期までの実施・運用状況補足* <sup>13</sup>	   2026年3月期における実施・運用状況 <sup>*14</sup>
	(1)経営陣が自 a.コンプライアンス活 ら意識改革をし、企動宣言及びその実施 業文化の改革を推 進する	コンプライアンスに関する企業文化の改革推進のため、各本部は、自部門で取組むべきコンプライアンスに関する活動を主な内容として取りまとめたコンプライアンス活動計画を策定し、それを実施しております。コンプライアンス活動計画の内容及びその進捗状況については、経営委員会で四半期毎に継続的にモニタリング(具体的には、各本部が経営委員会に対してコンプライアンス活動計画の内容及びその進捗状況について報告をし、経営委員会が各本部に対してこれについてのフィードパックを行います。)を実施しております(なお、昨年度まではコンプライアンス委員会が係るモニタリングを実施していましたが、モニタリングの重要性を踏まえ、今年度からは、コンプライアンス委員会の上位機関として同委員会を管掌する経営委員会が係るモニタリングを実施しております。)。また、取締役及び全従業員(主要子会社へ出向している従業員を含みます。以下同じ。)は、コンプライアンス活動計画を踏まえ、自身が取組むべきコンプライアンスに関する活動を宣言し、社内に公開しております。加えて、取締役や幹部(部長職以上の者を指します。以下同じ。)の宣言状況等については、取締役会又は経営委員会で四半期毎にレビューしております(取締役会では取締役及び執行役員の宣言状況等をレビューし、経営委員会では部長の宣言状況等をレビューしております。)。これらにより、取締役及び全従業員がコンプライアンスに関する認識を深めることで、コンプライアンスに関する企業文化の改革推進につなげていきたいと考えております。	: ・2023年3月期上期に、コンプライアンス宣言状況などのレビューについての報告 フォーマットを改訂しております。	
1 . ガバナンスの 改革と推進	0 (1)経営陣が自 b.コンプライアンス教 ら意識改革をし、企 業文化の改革を推 進する	コンブライアンスに関する企業文化の改革推進のため、新設したコンブライアンス室((現在のリスク・コンブライアンス部 <sup>2·6</sup> )詳細については、「1.(1)経営陣が自ら意識改革をし、企業文化の改革を推進する」の「c.コンブライアンス室の設置」の項目に記載の内容をご参照願います。)を主管部署として、各部門において、自部門のコンブライアンス活動計画についてディスカッションする「意見交換会」と(自社及び他社の事例も含めた)過去事例を題材にディスカッションする「事例研究会」をそれぞれ四半期に1回(「意見交換会」は現在は年に2回 <sup>*1</sup> )開催します。「意見交換会」の題材はコンブライアンス室に事前に各部門から提出された自部門のコンブライアンス活動計画とし、「事例研究会」の題材は不正営業取引、不正会計、ハラスメントの事例などをコンブライアンス室があらかじめ準備することを想定しております。なお、「意見交換会」及び「事例研究会」の実施状況については、各部門がコンブライアンス室に対して報告し、これをコンブライアンス室が経営委員会に対して報告することで、経営委員会がコンブライアンス室とともに「意見交換会」及び「事例研究会」の実施状況をモニタリングする体制としております。これらにより、全従業員(主要子会社へ出向している従業員を含みます。以下同じ。)のコンブライアンスに関する理解度を向上させることで、コンブライアンスに関する企業文化の改革推進につなげていきたいと考えております。なお、「事例研究会」の詳細については、「7.(1)会計リテラシーの向上・会計知識教育」の「b.自社及び他社の不正事例の事例研究会」の項目に記載の内容をご参照願います。		【2026年3月期上期】 2025年3月期と同様の運用を継続しております。 具体的には、リスク・コンプライアンスに関する自部門の課題を明確化した上、その課題をテーマとした「意見交換会」を上期1回、下期1回の年2回開催することとしております。 また、過去不祥事に関連するテーマ以外にも、将来の大きなリスクになり得る課題をテーマとした「事例研究会」を四半期に1回開催しております。 2025年3月期からは「4 . (1) C . コミュニケーション」促進のための職場環境づくり」の継続改善策として、年4回の内の1回を「コミュニケーション」をテーマにすることとしております。 第1四半期は「コミュニケーション」、第2四半期は「健康経営」をテーマとして実施しました。 なお、各部門での「意見交換会」、「事例研究会」の実施状況については、リスク・コンプライアンス部、経営委員会によるモニタリングも継続しております。 さらに、人権とハラスメントに関する考え方を養うため、管理職および一般社員向けに人権・ハラスメント研修を開始しました。
1 . ガバナンスの 改革と推進	0 (1)経営陣が自 c.コンプライアンス室 ら意識改革をし、企 業文化の改革を推 進する	コンプライアンスに関する企業文化の改革推進のため、コンプライアンス強化を推進する第2ラインの組織としてコンプライアンス室(現在のリスケ・コンプライアンス部 <sup>*2-6</sup> )を設置いたしました。コンプライアンス室は、室長を含めて6名体制であり、代表取締役社長直轄の組織として、代表取締役社長に直接、コンプライアンス室の業務(コンプライアンス室の主な業務は、後述のとおりです。)の状況を報告します。なお、取締役会、経営委員会に対しては、コンプライアンス室から報告を受けた代表取締役社長が、コンプライアンス室に関する業務のうち重要な事項について報告をすることになります。コンプライアンス室の主な業務は、内部通報相談窓口の担当、コンプライアンス教育、コンプライアンス活動計画と「事何研究会」の進捗状況のモニタリング等です。なお、第2ラインとしてのコンプライアンス室の業務執行の適正性については、常勤監査役及び第3ラインとしての内部監査室による、独立的、客観的な立場からの監査を受けることになります(なお、常勤監査役はそれら監査の結果を監査役会に報告することになります。) (現在は、内部監査室による監査等委員会に対する結果報告を実施*3)。コンプライアンス室が以上の活動を行うことにより、当社のコンプライアンス強化を進め、コンプライアンスに関する企業文化の改革を推進します。	J	【2026年3月期上期】 2025年3月期と同様の運用を継続しております。 具体的には、コンプライアンス全とりスク管理部を統合したりスク・コンプライアンス部が活動を継続することにより、当社のコンプライアンス強化を進め、コンプライアンスに関する企業文化の改革を推進しております。
1 . ガバナンスの 改革と推進	ら意識改革をし、企 る取締役の役割と責	コンブライアンスに関する企業文化の改革推進のため、人事部を主管部署として、取締役に対し、コーボレートガバナンスやコンブライアンスを熟知した外部講師(弁護士、公認会計士等)による、上場会社における取締役の役割と責任、コーボレートガバナンスやコンブライアンスの在り方、リスク管理の在り方等に係る研修を実施(半期に1回、2月と7月を予定)してまいります。また、研修の都度、事後にアンケートとテストを実施することにより、その浸透度を確認するとともに、アンケートとテスト結果は人事部が無約し保管します。また、保管されたアンケートとテスト結果は、人事部が研修の内容の浸透度を確認するエピデンスとして、取締役会への報告に利用します。これにより、取締役のコーボレートガバナンスやコンブライアンスの在り方、リスク管理の在り方等に関する知識を深め、コンブライアンスに関する企業文化の改革を推進します。		【2026年3月期上期】 SCSK株式会社による当社の完全子会社化に伴い、従来の運用は終了しております。 なお、コンプライアンス教育の一環として、会計リテラシー向上に関する役員向け研修は継続しており、下期に開催予定です。

策	A The street of	4,14,1	具体策		2025年3月期までの実施・運用状況補足*13		<b>†る実施·運用状況<sup>*14</sup></b>
・ガバナンスの 革と推進	(1)経宮牌が目 6意識改革をし、企 業文化の改革を推 進する	e . ガバナンスを司る 会議体に関する変更	体に関する変更 まず、取締役会による監視監督強化を目的として、 経営委員会の直属の機関であったリスク管理委員会を取締役会の直属の機関(現在は経営委員会の諮問機関*4)に変更し、また、 2021年3月19日付の「再発防止策及び今後の対応に関するお知らせ」でご報告しておりました「内部統制強化協議会」(現在のガバナンス・企業文化諮問委員会*5)を新たに取締役会の直属の機関として設置しています。この変更により、取締役会による監視監督を強化するとともに、経営陣のコーポレートガバナンスに関する意識改革を促すことで、ガバナンス改革の推進につながっていると考えています(ガバナンスを司る各会議体の目的については下表のとおりです。また、それら会議体の体系に関しては、「 .再発防止策について」の冒頭の文章に記載の体制図をご参照願います。)。	・内部統制強化と企業文化改革を連動して推進させるため、2022年4月に、 内部統制強化協議会と企業文化改革委員会を統合し、「ガバナンス・企業文 化諮問委員会」を設置しました。 E 収録の会の諮問機関として取締役、執行役員の指名、報酬などに関する事	SCSK株式会社による完全子会社化などをふまえ、取締役会の構成、体制を見直しました。役員の指名および報酬に関するガバナンス体制については、従来のように社外取締役を中心としたガバナンス体制から、親会社であるSCSK株式会社を中心としたガンス体制に移行することとしました。 そのため、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会は2025年6月20日をもって廃止しました。 その他会議体については、2025年3月期と同様の運用を継続しております。  会議体名		
			会議体名 指名諮問委員会 リスク管理委員会	<b>目的</b> 経営の透明性・公正性を高め、コーポレート・ガバナンスを強化するため、取締役会の議長の諮問を受けて、取締役及び執行役員の選任、解任及び報酬等に関する事項を審議し、取締役会へ答申すること 当社グループのリスク管理活動に関する重要な事項を検討し、取締役会へ答申すること	を行う「報酬諮問委員会」とに機能を分離し改組しました。	諮問委員会 経営委員会 リスク管理委員会 コンプライアンス委員	文化 当社グルーブのガバナンスの強化、企業文化改革、再発防止策の継続的な履行、 内部統制システムの強化に関する実行計画の評価、進捗状況のモニタリング、および 継続的な経営陣によるモニタリングの関与と更なる改善を図ること 経営活動の効率化を図るため、会社経営に関する基本的または重要な事項を審 議、決裁すること 当社グルーブのリスク管理活動に関する重要な事項を審議、決裁すること 会 当社グルーブのコンプライアンス活動に関する重要な事項を審議、決裁すること
			内部統制強化協議会	内部統制全般の強化策の実行及び推進方法、並びに継続的な経営陣によるモニタリングの関与と更なる改善案を取締役会へ答申すること 経営活動の効率化を図るため、会社経営に関する基本的又は重要な事項を審議、決裁すること			
			コンプライアンス委員会企業文化改革委員会	当社グループのコンプライアンス活動に関する重要な事項を検討し、経営委員会へ答申すること 企業文化の改革を図るため、企業理念や行動指針の見直し、ビジョン浸透活動、 人事評価制度の見直しを検討し、経営委員会へ答申すること			
. ガバナンスの 軍と推進	業文化の改革を推 進する	報告体制の整備	載の内容をご参照願います			, , , , , ,	<b>『監査機能の強化』をご参照願います。</b>
	在り方について抜本 的な見直しを行う	a.3ラインに係る組 織体制の見直し	は、事業本部、ビジネス開発 (具体的には、業務統制2 的には、経営企画本部、管 のリスク・コンプライアンス部* けることにより、各部門による これら3ラインに係る組織体 (現在の体制図は右記に記 なお、業務統制本部は、よ であり、営業統轄室(現在 業務企画部*8)から構成 前及び受注後の活動(具 注前段階までの案件状況 収業務については業務管理 業務企画室(現在の業務	本部。なお、業務統制本部には購買部も含まれます。)を第1.5ライン、管理部門(具体 著理本部、リスク管理室(現在のリスク・コンプライアンス部 <sup>*2・6</sup> )及びコンプライアンス室(現在 <sup>*2・6</sup> ))を第2ライン、内部監査部門(具体的には、内部監査室)を第3ラインと位置付 3牽制機能の強化を図っております。 制に関しては、「 .再発防止策について」の冒頭の文章に記載の体制図をご参照願います	務の統轄機能、技術業務の統轄機能を担うことで業務統制機能を拡充させ、 お客様との契約の履行状況の管理と契約の着実な履行を実現しました。これら により第1ラインと第1.5ラインの役割を一体的に見直すことで、当社全体として 牽制機能の強化とビジネス遂行の生産性向上を進めました。	2025年4月より、営業した。これにより、管理本部のます。上記の内容をふまえ、引率向上に向けた施策に	支援体制、事業運営体制を効率化、高度化し、リスク管理体制の有効性、効率性を向上させるため、2025年4月1日付機構改革を実施 がDX推進部」を業務統制本部へ移管し、2025年3月期にサポート機能を事業本部に移管した「業務管理部」を「業務推進部」に改称して また、第1.5ラインを設置した当社独自の3ラインモデルによる体制にて、牽制機能の強化に取組むとともに、ライン相互の業務支援や業務
. ガバナンスの 草と推進		部門における業務内	前及び受注後の活動(具 各部門の業務内容や牽制 する牽制の強化営業部門 載の内容をご参照願います らに基づき業務を実施し、多	tる業務内容・牽制機能の明確化のため、業務統制本部において、営業取引に係る受注体的には、顧客登録、案件登録・推進、見積作成、受注計上、売上計上等)における項目を洗い出し(詳細は「3.(1)第15イン及び第1.55インにおける営業部門に対に対する牽制の強化」の「b.販売及び購買プロセスに関する規程の見直し」の項目に記。)、業務ガイドラインやチェックリストを作成します。営業部門・技術部門においては、それ限件ごとのチェック項目の履践状況をチェックリストに記録します。	のため、営業取引に係る受注前、受注後の活動における各部門の業務内容や 牽制項目を洗い出し、業務ガイドライン、チェックリストを作成しております。 ・2021年8月以降、係る業務ガイドラインに基づいて業務を実施し、案件ごとの	2025年3月期と同様の 具体的には、業務ガイド	

施策		具体策	   2025年3月期までの実施・運用状況補足 <sup>*13</sup>	   2026年3月期における実施・運用状況 <sup>*14</sup>
1. ガバナンスの改革と推進	(2)組織体制の 在り方について抜本 的な見直しを行う 容・牽制機能の明確 化	購買部及び管理部門における業務内容・牽制機能の明確化のため、業務統制本部において、購買部及び管理部門における業務内容や牽制項目を洗い出し(詳細は「3.(1)第15イン及び第1.55インにおける営業部門に対する牽制の強化営業部門に対する牽制の強化営業部門に対する牽制の強化営業部門に対する不力を定め、場別の内容をご参照願います。)、業務ガイドラインやチェックリストを作成します。購買部・管理部門においては、それらに基づき業務を実施し、案件ごとのチェック項目の履践状況をチェックリストに記録します。これらについては、2021年5月以降順次実施してまいります。これにより、購買部及び管理部門における牽制機能が強化されると考えております。	・購買部、管理部門のうち特に営業部門に対する牽制を行うべき部署である財務経理部、並びに受注計上以降の営業取引に係る業務の牽制・支援を行う部署である業務管理部について、業務内容・牽制項目の洗い出しを実施し、業務ガイドライン、チェックリストを作成しております。 ・購買部・業務管理部:2021年7月より、業務ガイドラインに基づいて業務を実施し、その履践状況をチェックリストに記録しております。 ・財務経理部:2021年10月より、業務ガイドラインに基づいたチェックリストの運用を開始しております。 ・購買部:発注時点でチェックリストの不備があり、業務上の手戻りが発生したケースを事業本部長に業務改善ミーティングにてフィードバックすることで、業務改	[2026年3月期上期] ・第1.5ライン(購買部)  2025年3月期と同様の運用を継続しております。 具体的には、サンブリングによる事後モニタリング、過去の事案の経験から7つの軸(想定リスク)での分析を実施する事後モニタリングを継続しており、是正が必要な取引はないことを確認しております。 引き続きこれらの運用を継続し、取引の完全性、妥当性を確認し、是正事項が発見された場合は、速やかに関係部門と対策を検討、実施します。 ・第1.5ライン(業務推進部) 2025年3月期と同様の運用を継続しております。 具体的には、明文化された牽制項目の浸透を強化するため、第1ラインへの掲示や説明会を通じチェック項目の共有を継続しております。 また、チェック結果の傾向をモニタリング、分析し、第1ラインにフィードバックする事で浸透度合いを測り、業務改善を推進しております。 ・第2ライン(財務経理部)
1.ガバナンスの改革と推進	在り方について抜本 門の業務内容・牽制	業務統制本部において、上記b.及びc.に記載のチェックリストを逐次確認することで、営業部門、技術部門、購買部及び管理部門がチェック項目を確実に履践しているかについて確認・精査します。また、業務内容・牽制項目を変更する際には、その内容を業務ガイドラインやチェックリストに適宜反映し、その履践状況まで確認いたします。これらにより、明確化した各部門の業務内容・牽制機能の実効性を確保してまいります。	・2021年10月より、四半期ごとに、営業部門、技術部門、購買部、業務管理部、 および財務経理部が業務ガイドラインに基づいて業務を行っていること、 また、チェックリストが適切に運用されていることを業務統制本部が確認しております。 ・2022年10月に、効果的・効率的な業務遂行を目的として、検収や代金支払いに係る部門の役割の明確化を行うため、購買業務ガイドラインを改訂しております。	2025年3月期と同様の運用を継続しております。 具体的には、左記の確認を継続しており、明確化した各部門の業務内容、牽制機能の実効性の確保が実現できている状況です。
1 . ガバナンスの 改革と推進		四半期毎の全社会議(全役職員が参加します。なお、全役職員は、主要子会社へ出向している従業員を含みます。以下同じ。)における各本部のオペレーション状況(具体的には、各部門の部門戦略・目標についての活動状況・取組内容とこれらの今後の予定)の共有により、従業員が自身の所属する部門や他部門の役割を理解する機会を設定してまいります(この施策は、2022年3月期第2四半期より実施してまいります。)。これにより、従業員の各部門の役割に関する理解を深めてまいります。	従業員の理解度向上を目的に、次のステップとしてよりガバナンス・企業文化に	2025年3月期と同様の運用を継続しております。 具体的には、半期ごとの全社会議、四半期ごとの幹部会において、ガバナンス・企業文化に関する当社取組みについて従業員の理解を深めるための説明を実施しております。 なお、全社会議、幹部会の開催頻度は、開催内容の質の向上をふまえ適正化しております。
1 . ガバナンスの改革と推進		知らせ」をご参照願います。)において整備いたしました。この機構改革は、昨年度の中期事業計画策定の過程で議	るため、本部毎に執行役員を配置する体制から、第1ライン、第1.5ライン、第2ライン、第3ラインのそれぞれに異なる役付執行役員を配置する体制へと変更しました。また、第1.5ライン、第2ラインの管掌取締役を代表取締役が兼ねており	2025年3月期と同様の運用を継続しております。 具体的には、全社戦略における各担当領域に関する経営上の重要課題について、特定の管掌のみならず全社横断的に取組むことで、各部門が対等に意見を述べ、牽制することができるようなパートナーシップの形成を継続強化しております。 これらの取組みを通じて、当社の意思を迅速に子会社に伝える役員を明確にするため、2024年4月よりグループ会社の管掌役員を設置しました。 管掌役員は主管部署と協力し、対象会社業務を管理、統制するとともに、その支援を担います。
1.ガバナンスの改革と推進	(2)組織体制の 在り方について抜本 的な見直しを行う	各部門・部署・委員会等の役割を実効的に機能させるため、それぞれの役割に応じた十分な知見や能力を有する者を各部門・部署・委員会等に配置してまいります。各部門・部署・委員会等の役割を果たす上で必要な知見や能力、人数規模については、昨年度の中期事業計画策定の過程で、取締役、執行役員、本部長等が中心となって議論してまり、2021年4月1日付機構改革(取締役会及び経営委員会にて決定)は、当該議論を踏まえた内容になっており、2021年4月1日付機構改革(取締役会及び経営委員会にて決定)は、当該議論を踏まえた内容になっております。今後も、取締役、執行役員、本部長等が出席する中期事業計画策定会議において各部門・部署・委員会等の役割を果たす上で必要な知見・能力・人数規模と実際の人員配置の状況を毎年検証し、見直しを図ることで、各部門・部署・委員会等にそれぞれの役割に応じた十分な知見や能力を有する者が配置されるようにしてまいります。		【2026年3月期上期】 2025年4月1日付機構改革において、各部門の役割を果たすために必要な知見、能力、人数規模などについて、人事部が中心となって検証し、人財配置を見直しました。 今後も従業員との対話、360°評価、アセスメントの結果、人財開発会議(年2回予定)などから得られる情報なども加味し、適材適所の人財配置を継続します。

施策			具体策	  2025年3 <b>月期までの実施・運用状況補足*</b> <sup>13</sup>	  2026 <b>年</b> 3 <b>月期におけ</b>	ける実施・運用状泡	兄 <sup>*14</sup>		
1 . ガバナンスの	(3)従業員への	a . 従業員へのメッ	当社では、従業員のコンブライアンス意識の向上のため、以下のとおり、従業員に対するメッセージ発信を実施しており	まなし	【2026年3月期上期】				
改革と推進		セージ発信の頻度・質			(継続的なトップメッセー				
	質の強化によるコン	の強化	・外部調査委員会の報告書の内容のビデオメッセージ配信(2021年3月19日実施)		2025年3月期と同様の		· · · · ·		
	プライアンス意識の		·2022年3月期重点施策のビデオメッセージ配信(2021年3月26日実施)		トップメッセージの配信状	況は以下のとおりで	<sup>:</sup> <b>र</b>		
	向上		・外部調査委員会による幹部を対象とした集合ミーティングの実施(2021年3月26日実施)		実施日				
			・継続的なトップメッセージの配信(月1回の定期的な取締役ビデオメッセージの配信を実施するとともに、ビデオに対する		2025年4月25日	【社長ビデオ	] 新たな中期経営計画が描くネットワング		、飛躍に向けた 基盤~
			る従業員の声を収集し、寄せられた質問、意見に対しての回答を開示することにより、従業員の理解を深めております。		2025年5月26日	【社長ビデオ	1企業価値の最大化を目指すSCSKとネ	ットワンシステムズ統合の基本方	針について
			なお、係る活動は今後も継続して実施してまいります。) 今後、当社では、従業員のコンプライアンス意識の向上を更に徹底するため、年4回開催される全社会議や毎月開催		2025年5月29日		デオ】FY24決算概要のポイントとFY25の』		
			マ後、当社では、従来員のコンファイアン人意識の同工を更に協成するため、千年国開催でれる主社会議で毎月用催される幹部会において経営トップのメッセージを発信する際に、例えば全社会議では役員間のトークセッションにより従業		2025年6月17日	【取締役ビデ	デオ] FY24事業の振り返りと今後の事業展	開~事業シナジーの最大化を	通じて更なる飛躍へ~
			員に理解しやすい表現での配信を行い、幹部会においては参加する幹部へ毎回トップメッセージを伝え、それを配下組		2025年6月25日	【社長ビデオ	] 視座を高める思考法と自律的な時間の	使い方 ~ 日常生活で出来る自	分磨き~
			織に確実に伝達させることで、メッセージ発信の強化を図ります。また、タテのコミュニケーション機会として、全従業員を		2025年7月4日	【執行役員	ビデオ】TOBIRAシステムリリース延期のおき	ast	
			対象に、経営陣と少人数の従業員が語り合うRCT(Respect、Communication、Teamwork)というディスカッ		2025年7月23日	【社長ビデオ	]共創の未来を見据えた統合戦略 ~対	等の精神で築く企業価値の最大	₹化~
			ションのイベントを2021年4月から2022年1月まで全64回にわたり開催することで、経営陣が従業員に直接トップメッ		2025年7月31日	【執行役員	ビデオ】AI時代の技術革新をリードするネッ	トワンの価値創出 ~事業シナジ	<b>シーで市場に更なるインパクトを~</b>
			セージを伝えるとともに、従業員がビジョンを自分ゴトとして捉え、考える機会としてまいります。更に、ヨコのコミュニケーシ		2025年8月22日	【取締役ビデ	デオ] 好調な業績と未来への挑戦を両立す	るFY25の戦略 ~ 変革を織りな	す「ネットワンらしさ」~
			ン機会として、2021年5月から7月にかけて全12回のワークショップ(ビジョンワークショップ)を開催し、「企業にとってな		2025年8月28日	【社長ビデオ	] 統合が切り拓〈価値創出と豊かな未来	~ 新たな成長へのスタートラインド	こ向けて
			ぜ理念が必要か?行動指針を自分の言葉で語る」をテーマに、参加する従業員同士が、トップメッセージや企業理念		2025年9月16日		ビデオ】TOBIRAプロジェクトの進捗と見通		
			ビジョンをもとに、自身の行動指針について語り合うことで、各人の行動指針についての理解を深める場を設けていきま		2025年9月26日	【取締役ビデ	デオ] 人の融合が切り拓〈、新たな企業文(	公と未来 ~ 多様な力を一つに束	ね、唯一無二の存在へ~
			す。また、四半期ごとに行う上司と部下の面談(One On One)時に、上司が部下のトップメッセージや行動指針に対		(その他の開催・実施な	<b>状況.)</b>			
			する理解度を確認することで、継続的なモニタリングを実施してまいります。 これらの施策により、従業員へのメッセージ発信の頻度・質が高まり、従業員のコンプライアンス意識の向上を更に徹底		(	,	するとともに、全社会議ではこれまでのトー	フセッション形式を改め、役員一人	ひとりが2026年3月期における「成すべきこと」を
			に1000mRにより、従来員へのグラビーン光信の頻及・員が向より、従来員のコンプフィアン人忌職の円工を更に徹底できると考えております。		従業員に宣言する形式				
					RCT (役員RCT)につ	いては、各本部での	D自発的な実施が定着しております。		
					また、経営トップと少人数	女の社員で語り合う:	コミュニケーションの場(呼称:エール)を12	.回実施しました。	
					実施状況は以下のとおり	)です。			
					項	目	実施済み		済みを含む
					全社会議での役員の	D宣言	2025年4月 計1回		<b>F3月期の計画</b> 無し
					幹部会でのトップメッ		2025年5月、9月 計2回	四半期ごと	
					RCT (役員RCT)		2025年4月以降、回数に定めな〈随田		
					経営トップとの「エール	<b>ν</b> ι	2025年4月以降、計12回開催	回数に定め	無し
1 . ガバナンスの	(4)業務を執行	i a . 取締役と執行役	執行役員から取締役に対する業務についての情報提供の機会を増やすことを目的として、取締役、執行役員、必要!	・2021年5月より、毎月1回、全社の業務と取組状況を共有することで相互の		ーボレートガバナン	スをテーマに含めた管理職研修を企画してる	;ります。 	
改革と推進		員のコミュニケーション	応じて関連部署が参加する会議を2021年5月より、毎月1回以上開催し、執行役員からの業務報告をもとに、その	The state of the s	2025年3月期と同様の		· · · · ·		
		強化	報告内容について、同会議の出席者間で十分なディスカッションを行う機会を設けます。これにより、各業務を執行する					て認識された課題を、「課題管理	表」に抽出し、担当執行役員、本部長を中心
	ミュニケーションの強		現場と経営陣との間の業務に関する認識の乖離を埋めるコミュニケーションの強化につながると考えております。	代表者、および一部執行役員であり、社外取締役、監査等委員は任意参加)を開催しております。			Ξ期的に進捗を共有しております。 2026年3月期の必須参加者は、社外取終	S公太院/町統仏 劫行仏昌でも	1) 対外取締役は任善会加です
	16			13ヶ月に1回、社外役員連絡会に執行役員が参加し、社外役員と執行役員と				7段を除く私師は、我们10月にの。	<b>八位介収師収は任息参加し9。</b>
				の間のコミュニケーション強化を図っております。	88745日		44n.4x	-	- 人学店
				・2022年4月より、ビジネスマネジメントボードは経営委員会(必須参加者は	開催日		参加者	<u>★</u> ・定期報告:リスク・コンプライフ	<b>Eな議題</b>
				社外取締役を除く取締役、執行役員、本部長、当社主要子会社の代表、およ					アノス部
				び一部執行役員であり、社外取締役は任意参加)の業務執行報告に統合し	2025年4月25日		6名中16人出席	1. 定钥起生,双骨介面未动	
				ました。	2020 T 1/320 H			·定期報告:経営企画本部 ·定期報告:管理本部	
						1 仕息参加者 1	4名中13名出席	·定期報告:管理本部	
						·仕息参加者 1 	4名中13名出席		
						· 任息参加者 1	4名中13名出席	·定期報告:管理本部 ·定期報告:業務統制本部	部
								・定期報告:管理本部 ・定期報告:業務統制本部 ・定期報告:ビジネス開発本き ・定期報告:東日本第1事業 ・定期報告:東日本第2事業	部 美本部
					2025年5月14日	·必須参加者 1	6名中16人出席	・定期報告:管理本部 ・定期報告:業務統制本部 ・定期報告:ビジネス開発本き ・定期報告:東日本第1事業 ・定期報告:東日本第2事業 ・定期報告:東日本第3事業	部 養本部 養本部
					2025年5月14日	·必須参加者 1		・定期報告:管理本部 ・定期報告:業務統制本部 ・定期報告:ビジネス開発本語 ・定期報告:東日本第1事業 ・定期報告:東日本第2事業 ・定期報告:東日本第3事業 ・定期報告:中部事業本部	部 《本部 《本部
					2025年5月14日	·必須参加者 1	6名中16人出席	・定期報告:管理本部 ・定期報告:業務統制本部 ・定期報告:ビジネス開発本語 ・定期報告:東日本第1事業 ・定期報告:東日本第2事業 ・定期報告:東日本第3事業 ・定期報告:中部事業本部 ・定期報告:セールスエンジニス	部 巻本部 巻本部 アリング本部
					2025年5月14日	·必須参加者 1	6名中16人出席	・定期報告:管理本部・定期報告:業務統制本部・定期報告:ビジネス開発本語・定期報告:東日本第1事業・定期報告:東日本第3事業・定期報告:中部事業本部・定期報告:セールスエンジニス定期報告:セールスエンジニス定期報告:西日本事業本部・定期報告:西日本事業本部・定期報告:西日本事業本部・定期報告:西日本事業本部・	部 巻本部 巻本部 デリング本部 部
						·必須参加者 1 ·任意参加者 1	6名中16人出席 4名中1 2 名出席 6名中16人出席	・定期報告:管理本部・定期報告:業務統制本部・定期報告:ゼジネス開発本語・定期報告:東日本第1事業・定期報告:東日本第3事業・定期報告:中部事業本部・定期報告:セールスエンジニス定期報告:西日本事業本部・定期報告:カスタマーサービス	部 巻本部 巻本部 デリング本部 部 ス本部
					2025年5月14日	·必須参加者 1 ·任意参加者 1	6名中16人出席 4名中1 2 名出席	・定期報告:管理本部・定期報告:業務統制本部・定期報告:東日本第1事業・定期報告:東日本第2事業・定期報告:東日本第3事業・定期報告:セールスエンジニア・定期報告:セールスエンジニア・定期報告:カスタマーサービア・定期報告:カスタマーサービア・定期報告:カスタマーサービア・定期報告:ネットワンパートサービア・定期報告:ネットワンパートサービア・定期報告:ネットワンパートサービア・定期報告:ネットワンパートサービア・定期報告:ネットワンパートサービア・定期報告:ネットワンパートサービア・定期報告:ネットワンパートサービア・定期報告:ネットワンパートサービア・フェースを受ける。	部 巻本部 巻本部 デリング本部 部 ス本部 ナーズ
						·必須参加者 1 ·任意参加者 1	6名中16人出席 4名中1 2 名出席 6名中16人出席	・定期報告:管理本部・定期報告:業務統制本部・定期報告:ゼジネス開発本語・定期報告:東日本第1事業・定期報告:東日本第3事業・定期報告:中部事業本部・定期報告:セールスエンジニス定期報告:西日本事業本部・定期報告:カスタマーサービス	部 巻本部 巻本部 デリング本部 部 ス本部 ナーズ
						·必須参加者 1 ·任意参加者 1	6名中16人出席 4名中1 2 名出席 6名中16人出席	・定期報告:管理本部 ・定期報告:業務統制本部 ・定期報告:東日本第1事業 ・定期報告:東日本第2事業 ・定期報告:東日本第3事業 ・定期報告:中一ルスエンジニス ・定期報告:西日本事業本部 ・定期報告:西日本事業本部 ・定期報告:カスタマーサービス ・定期報告:ネットワンパートラー ・定期報告:ネットワンネクスト	部 巻本部 巻本部 デリング本部 部 ス本部 ナーズ tems USA
						·必須参加者 1 ·任意参加者 1	6名中16人出席 4名中1 2 名出席 6名中16人出席	・定期報告:管理本部・定期報告:業務統制本部・定期報告:セジネス開発本語・定期報告:東日本第1事業・定期報告:東日本第3事業・定期報告:セルス工業・定期報告:セルス工業・で定期報告:カスタマーサービ、定期報告:ネットワンパートに定期報告:ネットワンパースト・定期報告:トミルマースト・定期報告:経営企画本部・定期報告:管理本部	部 養本部 養本部 デリング本部 部 ス本部 ナーズ tems USA
					2025年6月19日	·必須参加者 1 ·任意参加者 1 ·必須参加者 1 ·必須参加者 1 ·任意参加者 1	6名中16人出席 4名中1 2 名出席 6名中16人出席	・定期報告:管理本部・定期報告:業務統制本部・定期報告:上ジネス開発本語・定期報告:東日本第1事業・定期報告:東日本第3事業・定期報告:中川ス工業本ピールス工業本ピールスをで、定期報告:カスタマーサール・定期報告:ネットワンパートル・定期報告:ネットワンパートル・定期報告:トローのといました。正期報告:経営企画本部・定期報告:業務統制本部・定期報告:業務統制本部・定期報告:業務統制本部・定期報告:業務統制本部・定期報告:業務統制本部・	部 美本部 美本部 アリング本部 部 ス本部 ナーズ c tems USA
						·必須参加者 1 ·任意参加者 1 ·必須参加者 1 ·必須参加者 1 ·任意参加者 1	6名中16人出席 4名中12名出席 6名中16人出席 4名中11名出席	・定期報告:管理本部・定期報告:業務統制本部・定期報告:東日本第1事業・定期報告:東日本第2事業・定期報告:東日本第3事業・定期報告:中川ス工業・定期報告:セールスエンジー・定期報告:ネットワンオープ・定期報告:ネットワント・定期報告:ネットワント・定期報告:経営企画本部・定期報告:業務統制本部・定期報告:リスク・コンプライフ	部 美本部 美本部 美本部 アリング本部 部 ス本部 ナー tems USA
					2025年6月19日	·必須参加者 1 ·任意参加者 1 ·必須参加者 1 ·任意参加者 1	6名中16人出席 4名中12名出席 6名中16人出席 4名中11名出席	・定期報告:管理本部・定期報告:業務統制本部・定期報告:火ジネス開発本語・定期報告:東日本第3事業・定期報告:東日本第3事業・定期報告:セルスタマフンボース・定期報告:ネットワンボース・定期報告:メットフンボース・定期報告:経営企画本部・定期報告:経営企画本部・定期報告:業務統制本部・定期報告:共の大・コンガライブ・フェア・フェア・フェア・フェア・フェア・フェア・フェア・フェア・フェア・フェア	部 美本部 美本部 美本部 アリング本部 部 ス本部 ナー tems USA
					2025年6月19日	·必須参加者 1 ·任意参加者 1 ·必須参加者 1 ·任意参加者 1	6名中16人出席 4名中12名出席 6名中16人出席 4名中11名出席	・定期報告:管理本部・定期報告:業務統制本部・定期報告:東日本第1事書・定期報告:東日本第3事書・定期報告:東日本第3事書・定期報告:セルス本事・定期報告:セルス本事・プリンパーストラー・定期報告:ネットワンポーストラー・定期報告:経営企画本部・定期報告:経営企画本部・定期報告:経営企画本部・定期報告:とは、1000年 Systemをは、1000年 Systemをは	部 美本部 美本部 美本部 アリング本部 部 ス本部 ナー tems USA
					2025年6月19日	·必須参加者 1 ·任意参加者 1 ·必須参加者 1 ·任意参加者 1	6名中16人出席 4名中12名出席 6名中16人出席 4名中11名出席	・定期報告:管理本部・定期報告:学務統制本部・定期報告:ビジネス開発本語・定期報告:東日本第3事業・定期報告:東日本第3事本部・定期報告:セールスエンジニ・定期報告:セールスエンジニ・定期報告:カスタマーサースト・定期報告:ハースト・定期報告:経営企画本部・定期報告:経管理本部・定期報告:経管理本部・定期報告:経管理本部・定期報告:単スクーストラート・定期報告:単スクーストラート・定期報告:単スクーストラート・定期報告:単級告:単級統・コンブライブ・定期報告:東那報告:リスクー本第3事部・定期報告:中国・定用報告:中国・定用表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	部 美本部 美本部 アリング本部 部 ス本部 ナーズ tems USA
					2025年6月19日	·必須参加者 1 ·任意参加者 1 ·必須参加者 1 ·任意参加者 1	6名中16人出席 4名中12名出席 6名中16人出席 4名中11名出席	・定期報告:管理本部・定期報告:業務統制本部・定期報告:東日本第1事書・定期報告:東日本第3事書・定期報告:東日本第3事書・定期報告:セルス本事・定期報告:セルス本事・プリンパーストラー・定期報告:ネットワンポーストラー・定期報告:経営企画本部・定期報告:経営企画本部・定期報告:経営企画本部・定期報告:とは、1000年 Systemをは、1000年 Systemをは	部 美本部 美本部 アリング本部 部 ス本部 ナーズ tems USA アンス部 美本部 美本部
					2025年6月19日	·必須参加者 1 ·任意参加者 1 ·必須参加者 1 ·任意参加者 1 ·任意参加者 1	6名中16人出席 4名中12名出席 6名中16人出席 4名中11名出席	定期報告:管理本部 定期報告:学務統制本部 定期報告:ビジネス開発本語 定期報告:東日本第3事 定期報告:東日本第3本部 定期報告:東日本事業本部 定期報告:セールスエンジニ 定期報告:セールスエンジニ 定期報告:カスタマーサービースト 定期報告:カスタマーサービースト 定期報告: ネットワンネ・ 定期報告: 経営企画本 定期報告:経営企画本 定期報告: 経営企画本 定期報告: 経営企画本 定期報告: 東田本第3事部 定期報告:東田本第3事部 定期報告:東田本第3事部 定期報告:中工事等部 定期報告:中工事等部 定期報告:東日本第1事業	部 巻本部 美本部 アリング本部 部 ス本部 ナーズ tems USA アンス部 美本部 美本部 美本部 美本部 美本部
					2025年6月19日	·必須参加者 1 ·任意参加者 1 ·必須参加者 1 ·任意参加者 1 ·任意参加者 1	6名中16人出席 4名中1 2 名出席 6名中16人出席 4名中11名出席 6名中16人出席 2名中9名出席	定期報告:管理本部 定期報告:学務統制本部 定期報告:火ジネス開発本 定期報告:東日本本第1事 定期報告:東日本本第3本部 定期報告:東日本本事業ンジニ 定期報告:セールスエ事業本部 定期報告:セールスエ事業本部 定期報告:西日本事業ングニ 定期期報告:カスタマーゲークスト 定期期報告:トセ One Syst 定期期報告:経営本部 定期期報告:経営企画部 定期期報告:東期報告:東期報告:東期報告:東期報告:東期報告:東部 定期期報告:東市本第3事部 定期期報告:東市本第3事部 定期期報告:東市本第1事事部 定期期報告:東日本第2事	部
					2025年6月19日	·必須参加者 1 ·任意参加者 1 ·必須参加者 1 ·任意参加者 1 ·任意参加者 1 ·任意参加者 1	6名中16人出席 4名中1 2 名出席 6名中16人出席 4名中11名出席 6名中16人出席 2名中9名出席	定期報告:管理本部 定期報告:業務統制本部 定期報告:ピジネス角開発事 定期報報告:東日本第第本 定期期報告:東日本第業 定期期報告:セール本 定定期期報報告:セールスットワフンを 定定期期報報告:ネットワフンを 定定期期報報告:経費 定定期期報報告:経費 定定期期報報告:経費 定定期期報報告: 定定期期報報告: 定定期期報報告: 定定期期報報告: 定定期期報報告: 定定期期報報告: 定定期期報報告: 定定期期報報告: 定定期期報報告: 定定期期報報告: 定定期期報報告: 定定期期報報告: 定定期期報報告: 定定期期報報告: 定定期期報報告: 定定期期報告: 定定期報告: 定定期報告:	部 美本部 美本部 デリング本部 部 ス本部 大一 tems USA アンス部 美本部 美本部 等本部 野部 アリング本部
					2025年6月19日	·必須参加者 1 ·任意参加者 1 ·必須参加者 1 ·任意参加者 1 ·任意参加者 1 ·任意参加者 1	6名中16人出席 4名中1 2 名出席 6名中16人出席 4名中11名出席 6名中16人出席 2名中9名出席	定期報告:管理本部 ・定期報告:業務統制本部 ・定期報告: とジャスト	部 美本部 美本部 デリング本部 部 ス本部 大一 tems USA アンス部 美本部 美本部 等本部 野部 アリング本部

施策			具体策	   2025年3月期までの実施・運用状況補足 <sup>*13</sup>	  2026年3月期における実施・運用状況 <sup>*14</sup>
<ol> <li>1. ガバナンスの 改革と推進</li> </ol>	する現場と経営陣と	育の実施等を通じたコ ミュニケーション強化	業務を執行する各部門(主要な子会社において業務を執行する各部門を含みます。以下同じです。)と経営陣とのコミュニケーションを強化するため、以下の施策を実施します。まず、業務を執行する各部門において、自部門のコンプライアンス活動計画についてディスカッションする「意見交換会」と、過去事例を題材にディスカッションする「事例研究会」(詳細は「7.(1)会計リテラシーの向上・会計知識教育」の「b.自社及び他社の不正事例の事例研究会」の項目に記載の内容をご参照願います。)をそれぞれ四半期に1回開催し、これらの「意見交換会」や「事例研究会」において出された、コンプライアンス活動計画や自社及び他社の不正事例等に対する当該各部門の意見をコンプライアンス室(現在のリスケ・コンプライアンス部*2・6)に集約いたします。そして、コンプライアンス室が事務局となり、各部門を管掌する経営陣と管掌対象となる各部門の従業員との間で、前述の「意見交換会」と「事例研究会」において各部門から出された意見を題材とし、コンプライアンスに関する意見交換(半期に1回を予定)を行う機会をつくってまいります。意見交換の実施履歴はコンプライアンス室で集約し、経営委員会へ報告することで継続的な活動として取り組んでまいります。これにより、経営陣が管掌する各部門の意見に耳を傾けることができるとともに、コンプライアンス意識を共有することができ、コミュニケーションの強化につながると考えております。	回、各本部の担当管掌役員、本部長、副本部長、本部付社員、グループ会社の代表取締役、役員、および従業員からの選抜メンバーによる「グループ内意見交換会」を開催することとしております。	2024年3月期下期に経営陣と社員とのコミュニケーション強化を目的とした「グループ内意見交換会」の役割を役員RCTへ引き継ぎました。 は役員RCTについては「1.(3)a.従業員へのメッセージ発信の頻度・質の強化」をご参照願います。
1.ガバナンスの 改革と推進	する現場と経営陣と		社内全体のコミュニケーションの促進のため、コンプライアンス室(現在のリスク・コンプライアンス部 <sup>*2・6</sup> )が主管となり、オフィス、タッチダウンオフィス、テレワークの利用に関するガイドラインを策定し、2021年7月を目途に周知することで、部門・役職員がコミュニケーションをとりやすい環境を整備してまいります。	・2021年6月に、オフィス、タッチダウンオフィス、テレワークの利用に関するガイドラインを策定しました。	コロナ禍のテレワーク中心の働き方から、出社とテレワークを前提とした働き方へ変化したことにより、テレワークやサテライトオフィスを前提とした当該ガイドラインは、2024年3月期に役割を終えました。 代わりに、年4回開催する「事例研究会」の内の1回のテーマを「コミュニケーション」にすることとしております。 これにより、コミュニケーション促進のための職場環境づくりについて、議論、検討を継続しております。
1 . ガバナンスの 改革と推進		する役割意識の教育	中間管理層(マネージャーを指します。以下同じ。)に対して、経営陣のメッセージを正確に理解・共有して現場に根付かせるともに、現場の声を束ねて経営陣に伝えるという中間管理層の役割(ハブ機能)についての意識を浸透させるため、コンプライアンス室(現在のリスケ・コンプライアンス部 <sup>*2・6</sup> )が事務局となり、eラーニングもしくは集合研修によるトレーニング(半期に1回を予定)を実施します。また、各部門では、2022年3月期上半期と下半期それぞれの期初に、中間管理層に、上記の中間管理層の役割についての個人目標を設定させ、期末に、実際に中間管理層が果たした役割を評価してまいります。これにより、中間管理層のハブ機能が強化され、経営陣と経営陣が管掌する各部門とのコミュニケーションの強化につながると考えております。		[2026年3月期上期] 中間管理層が担う役割(現場の声を束ねて経営陣に伝えるというハブ機能)についての意識の浸透を推進するため、下期に向けて中間管理層を対象にした研修を企画しております。 また、中間管理層が担う役割についての個人目標の設定状況についても、人事部にて確認を実施し、期末の評価時には役割が果たせていたか否かを評価する運用としております。
1 . ガパナンスの 改革と推進		題認識及び課題解決	経営陣と経営陣が管掌する各部門とのコミュニケーションを更に強化するため、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会が主体となって、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、及び社員会(各部門から募集される約20名の従業員で構成されます。)の各選抜メンバーが定期的(四半期に1回、初回は2021年7月を予定)にディスカッションできる場を設け、コンプライアンスに係る従業員の意見を題材として、解決に向けたディスカッションを実施します。そして、この結果を内部統制強化協議会(現在のガバナンス・企業文化諮問委員会*5)に集約し、内部統制強化協議会(現在のガバナンス・企業文化諮問委員会*5)から取締役会に共有いたします。これにより、トップダウンだけではなくボトムアップでの課題認識と課題解決のためのコミュニケーションが促進され、経営陣と経営陣が管掌する各部門とのコミュニケーションの強化につながると考えております。このディスカッションの活動状況はリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会に対する必須報告事項として位置づけ、継続的に係るディスカッションの実施に取り組んでまいります。	重要施策をコンプライアンス室(現在のリスク・コンプライアンス部 <sup>*2・6</sup> )とリスク管	【2026年3月期上期】 2025年3月期と同様の運用を継続しております。 具体的には、社員会と社員協議会において、四半期に一度ディスカッションを開催し、その内容を社員協議会へ出席した取締役へ直接報告する取組みを継続しております。
改革と推進	よる監督強化・ハン ズオン	る取締役会及び経営	第3ラインである内部監査室は、取締役会及び経営委員会において、再発防止策の実施状況についての継続的かつ独立的な内部監査結果の報告を実施しております。 取締役会及び経営委員会は、係る報告を踏まえ、再発防止策が適切に実施されているかをモニタリングしてまいります。	「4.(1)b.内部監査機能の強化」をご参照願います。	「4.(1) b.内部監査機能の強化,をご参照願います。
1 . ガバナンスの 改革と推進	よる監督強化・ハン	各担当部署の日常的 モニタリングの実施	各執行役員は、各自が担当する部門の業務上のリスクについて日常的モニタリングによって自己点検を実施し、その結果について当該部門を管掌する取締役に報告しております。報告を受けた取締役は、内部監査室による内部監査結果及び執行役員による日常的モニタリングの結果の報告に基づき、内部統制強化協議会(現在のガバナンス・企業文化諮問委員会*5)及びリスク管理委員会に対して内部統制についての必要な改善施策を諮問した上で、内部統制について必要な改善施策を検討し、適時、必要な見直しを図ってまいります。	取締役に報告しなければならないことを「執行役員規程」に明文化するとともに、 管掌取締役による内部統制強化協議会(現在のガバナンス・企業文化諮問 委員会*5)、リスク管理委員会に対する内部統制の改善施策に関する諮問	2025年3月期と同様の運用を継続しております。 具体的には、各CxOの役割、権限のさらなる明確化を通じて、全社戦略における各担当領域に関する経営上の重要課題について、特定の管掌のみならず全社横断的 に取組んでおります。 これを受け、各執行役員は業務上のリスクについて日常的モニタリングによって自己点検を実施し、その結果を経営委員会(取締役、CxO、執行役員により構成され、 社外取締役がオブザーバー参加)にて業務執行報告として報告しております。
1 . ガバナンスの 改革と推進	よる監督強化・ハン		ガバナンスの強化のため、リスク管理委員会等、ガバナンスに関する重要な委員会活動については、委員会を管掌する取締役を設置するか、または、取締役自らが委員会の委員長を務めることで、各取締役が各委員会の活動内容を直接的に把握し、各取締役が委員会の活動内容を取締役会に答申または活動報告できる体制を構築しております(以下の表をご参照願います。)。		【2026年3月期上期】  当社では、2025年3月期より、執行役員の担当領域、役割および責任については、全社戦略を担うCxOや、事業戦略、機能戦略を担う各本部を管掌する執行役員のボジシンごとに明確に定めているため、社長を除く役付執行役員は任命しないこととました。 なお、2026年3月期より、SCSK株式会社による当社の完全子会社化に伴い、役員の指名および報酬に関するガパナンス体制については、社外取締役を中心としたガバナンス体制から、親会社である SCSK株式会社を中心としたガバナンス体制へと移行しました。  「会員会名 会員長指名諮問委員会 廃止 報酬諮問委員会 廃止 類別部間委員会 廃止 が下り太子・企業文化諮問委員会 内下取締役(CEO) 経営委員会 内下取締役(CEO) 以27管理委員会 若月執行役員 コンプライアンス委員会 古月執行役員 サステナビリティ委員会 辻執行役員

施策			具体策	   2025年3月期までの実施・運用状況補足* <sup>13</sup>	  2026 <b>年</b> 3月期における実施・運用状況 <sup>*14</sup>
1.ガバナンスの改革と推進		d . 取締役による重要会議の資料等へのアクセス体制の構築	取締役が業務執行機関の適切な監督を行うために、2021年5月から、従来からアクセス可能であった過去の履歴も含めた議案書、報告資料、議事録に加え、業務上の必要性のある範囲(議案や報告事案の適否を判断するうえで追加的に必要な資料・データとして、取締役過半数から要請があった場合には、業務上の必要性のあるものとします。)で、経営会議等の重要な会議体に関する資料・データにアクセスできる体制を構築してまいります。具体的には、アクセス可能なフォルダの準備とそのフォルダへの資料・データの格納や取締役会事務局からの資料・データの提供を実施いたします。これにより、取締役が業務執行機関を監督するために必要な情報を把握することで、取締役が業務執行機関の適切な監督を行うことができるようにします。	・取締役会事務局は、2021年5月に、取締役が議案や報告事案の適否を判断する上で追加的に必要な資料・データを定義し、取締役がアクセス可能なフォルダの準備を完了しております。 ・取締役会事務局が、取締役会開催の都度、取締役が議案や報告事案の適否を判断する上で追加的に必要な資料・データを当該フォルダに格納し、取締役会当日の2営業日前までにメールにより各取締役に通知をしております。	[2026年3月期上期]
1.ガバナンスの改革と推進	(5)取締役会による監督強化・ハンズオン	e . 取締役会の運営 方法の見直し	取締役が業務執行機関の適切な監督を行うために、取締役会主導で現状の取締役会資料の在り方や業務報告の在り方を見直してまいります。 具体的には、議案の論点や社内での検討状況を十分に把握・理解できるよう議案の起案者である管掌取締役が資料を作成し、各取締役が十分な検討時間(少なくとも2日程度)を確保できるように取締役会事務局が当該資料を配付いたします。さらに、社外取締役に対しては、わかりにくい専門用語等について説明を加えることとし、社外取締役からの事前質問を取締役会事務局が受け付け、可能なものは取締役会事務局が即時回答を行い、時間を要するものについては管掌取締役が取締役会当日までに回答を準備します。これにより、取締役が業務執行機関を監督するために必要な情報を把握することで、取締役が業務執行機関の適切な監督を行うことができるようにします。なお、これらの施策は2021年5月から実施します。	案者である管掌取締役が資料を作成し取締役会事務局に提出すること、 取締役会事務局は、議案、資料の内容を事前に確認し、資料に不備があった場合には内容の修正を要請するとともに、社外取締役にとってわかりにくい専門用	【2026年3月期上期】 取締役会として取り扱うべき重点テーマを定め、年間を通じた審議およびモニタリングを継続しております。 また、業務執行報告に際し、社外取締役などから事前に質問を受付ける形式を継続するなど、監督機能の強化に向けた各種施策に引き続き取組んでおります。
1 . ガバナンスの 改革と推進	(5)取締役会に よる監督強化・ハン ズオン	マトリックスの開示		戦略・事業内容・事業規模・外部環境などを踏まえて、取締役・監査役(現在	【2026年3月期上期】 SCSK株式会社による当社の完全子会社化に伴い、当社は今後の取締役会の構成、体制を見直し、SCSK株式会社を中心としたガバナンス体制に移行しました。そのため、取締役が備えるべきスキルについては、SCSK株式会社が、当社の企業価値向上の観点から適切にこれを判断します。
1 . ガバナンスの 改革と推進	<ul><li>(5)取締役会による監督強化・ハンズオン</li></ul>	_	取締役会を実効的に機能させるため、2021年5月末までに、取締役会事務局を複数の部門(現時点では、経営企画部と法務室を想定しています。)に属するメンバーによって構成するとともに、事務局の役割を見直してまいります。これにより、取締役会の運営に係る社内体制を再構築し、取締役会をより実効的に機能させるようにします。	·2021年5月より、取締役会事務局が当該役割を十分に果たせるようにすることを目的として、取締役会、各諮問委員会の運営方法や社外取締役のサポート体制などを「取締役会事務局ガイドライン」に規定し、運用しております。	
1 . ガバナンスの 改革と推進	(諮問委員会も含	a . 社外役員による 重要会議の資料等へ のアクセス体制の構築	「1.(5)取締役会による監督強化・ハンズオン」の「d.取締役による重要会議の資料等へのアクセス体制の構築」の項目に記載の内容をご参照願います。	「1.(5)d.取締役による重要会議の資料等へのアクセス体制の構築」をご参照願います。	「1.(5)d.取締役による重要会議の資料等へのアクセス体制の構築」をご参照願います。
1.ガバナンスの 改革と推進			社外役員連絡会(社外役員が社内の情報を共有するために開催される会合になります。同会議については、2021年5月末までに会議体運営規程に記載する予定です。)を設置したうえで、社外役員連絡会において、社外役員と内部監査室とで会話する機会を設け、社外役員が内部監査室から直接情報を取得することで、社外役員による経営監視体制を強化してまいります。具体的な手法は検討中であり、開催スケジュールと併せて2021年5月中に決定します(現在は内部監査室員は必要のある場合のみ社外役員連絡会に出席*12)。	・内部監査室から社外取締役への情報連携状況を把握するために、取締役会	【2026年3月期上期】 社外取締役と内部監査室との情報連携を継続しております。 具体的には、内部監査室が経営委員会において、内部監査の結果報告、重要な指摘事項などに関する報告を行い、当該報告を受けた社外取締役を含む経営委員会参加者との間で質疑応答を行うことによって、コミュニケーションを深めております。
1 . ガバナンスの 改革と推進		c . 役員間の情報共 有の充実	役員間の情報共有の充実化を図るために、取締役会及び社外役員連絡会において、社外役員からの要望事項や確認事項が出た場合は、取締役会でその内容を共有し、係る事項を担当する執行役員に対して、管掌取締役からその対応と確認の結果報告を指示すると共に、要望事項や確認事項にもれなく対応したか否かの確認も含むフォローアップを取締役会が実施し、取締役会がその結果を社外役員連絡会に共有することで、社外役員からの要望事項や確認事項に対するフィードバックを行ってまいります。 これにより役員間の情報共有の充実化を図ることで、社外役員による監督・監査強化を図ってまいります。	項が出た場合には、取締役会でその内容を共有し、係る事項を担当する執行 役員に対して、管掌取締役からその対応と確認の結果報告を指示するとともに、	SCSK株式会社による完全子会社化なども受けて、取締役会の構成を含むコーポレートガバナンス体制を見直した結果、社外役員連絡会は廃止しましたが、現任の社
1 . ガバナンスの改革と推進	( 諮問委員会も含	d . 社外役員による 監督・監査強化のため の取締役会の運営方 法の見直し	「1.(5)取締役会による監督強化・ハンズオン」の「e. 取締役会の運営方法の見直し」の項目に記載の内容をご参照願います。	「1.(5)e.取締役会の運営方法の見直し」をご参照願います。	「1.(5)e.取締役会の運営方法の見直し」をご参照願います。
1 . ガバナンスの 改革と推進	(6)社外役員 (諮問委員会も含む)による監督・監 査強化	e . 株主との対話	社外取締役が株主の意思を把握し、これを監督強化に役立てる観点から、他社における株主との対話の手法における取組等を踏まえ、弁護士を始めとした外部専門家のアドバイスを受けながら、株主が社外取締役と対話する手法について、2021年5月末までに検討してまいります。	しております。	[2026年3月期上期] SCSK株式会社による当社の完全子会社化および上場廃止に伴い、社外取締役による株式市場との直接対話の機会は縮小している状況ではあるものの、広報・IR 部によるSCSK株式会社のIR活動への参画を通じ、グループ全体での株式市場との対話を継続しております。 そこで得られた機関投資家や個人株主の意見などについては、当社経営陣に報告し、当社の経営に役立てております。
1 . ガパナンスの 改革と推進	(7)コンプライア ンスに関する資質・ 能力を有する取締 役候補者及び執行 役員の選任	び執行役員の選任基	コンプライアンスに関する資質・能力を有する取締役候補者及び執行役員を選任するため、取締役会において、外部専門家(弁護士等)の支援を受けながら、コンプライアンス意識、会計リテラシーの観点、さらには任期にも考慮して、コーポレートガバナンス・ガイドラインに規定された、取締役(社外取締役を含む)候補者及び執行役員に係る選任基準を見直します。		【2026年3月期上期】 SCSK株式会社による当社の完全子会社化に伴い、当社はSCSK株式会社を中心としたガバナンス体制に移行しました。そのため、今後の取締役候補者および執行役員の選任基準については、SCSK株式会社が、当社の企業価値向上の観点から適切にこれを判断します。

施策			具体策	  2025年3 <b>月期までの実施・運用状況補足*</b> <sup>13</sup>	2026年3月期における実施・運用状況 <sup>*14</sup>
2 . リスク管理体制の強化	. ,	の醸成及び第2ライン	「1.(2)組織体制の在り方について抜本的な見直しを行う」の項目の内容をご参照願います。		Z020年3月3月にのける天記・足内が7/2   「1.(2)ガバナンスの改革と推進 ~ 組織体制の在り方について抜本的な見直しを行う」をご参照願います。
体制の強化	委員会による網羅	a . 不正リスクに対す る組織体制及び運用 方法の設計	「1.(2)組織体制の在り方について抜本的な見直しを行う」の項目の内容をご参照願います。	「1.(2)組織体制の在り方について抜本的な見直しを行う」の項目の内容をご参照願います。	「1.(2)ガパナンスの改革と推進 ~ 組織体制の在り方について抜本的な見直しを行う」をご参照願います。
2 . リスク管理体制の強化			リスク管理室(現在のリスク・コンプライアンス部* <sup>2.6</sup> )は、不正を未然に防止するための全社横断的なリスク管理の 取組の一環として、各部門の業務におけるオペレーショナルリスク及び不正リスクを洗い出すために、2020年5月27日 に各部門にリスク調査シートを配布し、それらのリスクに対する認識・取組状況を確認しました。リスク管理室は、上記リ スク調査シートを基に各部門の業務におけるリスク管理活動を検証し、客観的な視点から評価を行った上でリスク管理 委員会に報告しております。リスク管理室は、評価結果に基づき、各部門に対し、必要な指導をしております。 なお、リスク管理室において、2021年6月末までに、昨年度の調査の効果等を検証した上で、今年度の調査の実施 要領を決定し、リスク調査シートを用いた取組を継続してまいります。	・2021年6月に、リスク調査シートを用いた調査(リスク管理室(現在のリスク・コンプライアンス部*2・6)が主体となった、部門ごとの、リスク調査シートを用いたリスクの洗い出し、リスク管理活動の評価、指導のサイクル)の実施要領としての年間活動計画を決定し、当該計画を実施しております。・2022年3月期のリスク調査シートに関する活動で認識された各リスクに対する対策のうち改善の余地のあるものについて、各リスクの管理ルールを策定する部門において改善施策の検討を完了しております。また、検討を完了した改善施策を当該改善施策が適用されることとなる各部門へ連絡し、さらなる課題の有無を確認したうえて、課題が検出されたものについては、2024年3月期に向けた改善施策の策定を完了しております。	おります。 その活動状況は、リスク管理委員会にて報告を行い、全社リスク管理活動状況として経営委員会宛てにも報告を実施しております。
2 . リスク管理体制の強化	(2)リスク管理 委員会による網羅的かつ主体的マネジメント能力の強化	c . リスク管理委員会へのリスク情報の集約	CRO/リスク管理委員会に集約される体制の構築を図ります。 具体的には、後掲の図のとおり、 リスク発生部門においてリスクが顕在化した場合、リスク発生部門がリスク管理分科	ガバナンス・企業文化諮問委員会*5)との連携により情報の収集を図る体制とするとともに、同年7月から、 リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、および社員会の各選抜メンバーによるディスカッションの活動状況を取りまとめ、これをリスク管理委員会へ報告する体制としております。 ・2021年10月に、リスク情報集約体制の構築、リスクの定義・リスクの報告体制・リスクへの対応方針について規定した「リスク管理細則」を作成しています。	リスク主管部門を中心とした全社リスク管理体制にて、リスク発生部門からの報告をリスク主管部門に集約し、重要事象についてはリスク管理委員会宛ての報告も実施し
2.リスク管理体制の強化		d . 顕在化したリスク の社内共有	不正を未然に防止しようとするリスク管理意識の向上を図るため、リスク管理室(現在のリスク・コンプライアンス部 <sup>*2</sup> 。)において、2022年3月期第2四半期以降、「2.(2) c.リスク管理委員会へのリスク情報の集約」に記載の取組によりリスク管理委員会に集約された内容を、四半期毎に、メルマガでの配信や社内イントラネット・ボータルサイトへの掲示等の全役職員が確認できる仕組みを利用して社内に共有してまいります。これにより、リスクを意識する機会が増え、役職員一人ひとりのリスク管理意識の向上につながると考えております。	委員会の活動に係る情報 (リスク管理委員会に集約されたリスク情報を含みます。)を社内周知しております。	

No Ma			= 4.00		2000 Fr. C. Hiller & L. T. Chair. SE Mada in #14
施策 2   7/1管理	(2)川7万空頭	e . 内部統制強化協	具体策 内部統制の強化活動及びその継続的なモニタリング活動の過程において把握されたリスク情報についても、リスク管理	2025年3月期までの実施・運用状況補足*13 ・2023年3月期まで継続してリスク管理委員会の委員と内部統制強化協議会	2026年3月期における実施・運用状況* <sup>14</sup>
2 . リスク管理体制の強化		議会との連携	委員会が適切に把握したうえで、リスク管理活動を行う必要があると考えております。このため、リスク管理委員会は、内部統制強化協議会(現在のガバナンス・企業文化諮問委員会*5)と連携してリスク管理活動を実施してまいります。具体的には、内部統制強化協議会(現在のガバナンス・企業文化諮問委員会*5)の委員とリスク管理委員会の委員を一部重複させる、リスク情報や内部統制の整備状況などを相互に報告する仕組みをつくること(具体的には、2021年7月までに検討する予定です。)により、リスク情報や内部統制の整備状況などを相互に共有してまいりま	(現在のガバナンス・企業文化諮問委員会*5)の委員として、経営企画本部 長執行役員(ただし、2022年3月期まで)、リスク管理室長(現在のリスク・ コンプライアンス部長*2·6)が重複して就任しています。 ・2021年7月に、内部統制強化協議会(現在のガバナンス・企業文化諮問	2025年3月期と同様の運用を継続しております。 具体的には、「ガバナンス・企業文化諮問委員会」との情報連携に係る取組みを継続しております。
	(3)リスク管理 室の体制の強化	室長の任命	リスクマネジメント体制の更なる強化を図るため、これまで兼任であったリスク管理室長(現在のリスク・コンプライアンス部長 <sup>*2・6</sup> )について、新たに専任のリスク管理室長(主な経歴;法務部門15年、営業管理部門4年)を任命しました。	なし	[2026年3月期上期] コーポレート機能の効率化、高度化、システム適正化などを推進するため、「リスク管理部」と「コンブライアンス室」を統合し「リスク・コンブライアンス部」に改組し、リスク管理体制をさらに強化しております。
体制の強化	委員会及びコンプラ	員会等への外部有識	リスク管理体制の強化について外部からの目線、専門家の目線を取り入れるため、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会等の活動につき、外部有識者との間でアドバイザリー契約を2020年12月に締結して外部有識者から適宜助言・支援を受けることのできる体制を整備しました。これにより、リスク管理体制に外部からの目線、専門家の目線を取り入れることができ、網羅的なリスク管理体制の構築に資すると考えております。	制の整備が完了したことから、リスク管理活動に関する外部有識者の助言・支	【2026年3月期上期】 コンプライアンス委員会への外部有識者の参画を継続し、専門家による助言、支援を受けながら、リスクコンプライアンス活動を推進しております。
体制の強化	(5)有事対応へ の備え(クライシス マネジメント)	ルの整備	リスク情報の集約及びリスクの予防のみならず、不祥事が発覚した場合の有事対応方針も予め定めておくことが必要であることから、リスク管理室(現在のリスク・コンプライアンス部 <sup>を2・6</sup> )において、弁護士等の外部専門家の支援を受けながら、不祥事が発覚した場合の対応要領を定める有事対応マニュアルを2021年7月末までに整備し、 調査委員会(第三者委員会を含みます。)の設置基準、 調査結果等に関する情報開示の基準、 再発防止策の策定・実行及びその定期的な検証の実施、 社外役員に対する適時の正確かつ十分な情報提供について、規定します。なお、同有事対応マニュアルには、有事対応後の関係役員の処分を実施する場合の処分決定のプロセスも規定することとし、役員の不祥事予防に対する意識を向上させることといたします。	覚した場合の対応要領を定める有事対応マニュアルを整備しました。 同有事対応マニュアルには、調査委員会(第三者委員会を含みます。)の 設置基準、調査結果などに関する情報開示の基準、 再発防止策の策	不祥事が発覚した場合の有事対応方針は2021年7月に整備完了しております。
<ul><li>(第1ライン·第</li><li>1.5ライン、第</li></ul>	及び第 1.5 ライン における営業部門 に対する牽制の強		報や営業手法の共有を図り、技術部門及び購買部からの営業部門への適切な牽制を担保してまいります。なお、営	ケジュールを決定の上、計画的に実施しております。	2025年3月期と同様の運用を継続しております。 具体的には、以下のとおり、部門間(事業本部、セールスエンジニアリング本部、業務企画部、購買部など)の連携のために設置した各会議を継続して実施しております。 中計推進会議 参加:事業本部長、セールスエンジニアリング本部長、カスタマーサービス本部長、ビジネス開発本部長、経営企画本部長、管理本部長、業務統制本部長、ネットワンパートナーズ他グループ会社を含む関係者
	及び第1.5 ライ ンにおける営業部 門に対する牽制の	ロセスに関する規程の 見直し	営業部門内の適切な牽制、並びに技術部門及び購買部から営業部門への適切な牽制の体制を構築するため、業務統制本部直属の業務企画室(現在の業務企画部*8)において、2022年3月期第2四半期までに販売及び購買プロセスについて、外部有識者の意見や内部監査室の指摘事項も踏まえた上で、販売及び購買プロセスの中で確認すべきチェック項目の網羅性、一連の業務手続における前後の業務ステップとの整合性、内部牽制上の観点から、これに関する規程の十分性を改めて確認したうえで、必要に応じ規程の改訂を行います(前述の1.(2)d.では、規程類の改訂ではなく、業務ガイドラインやチェックリスト等の文書化を行います。)。係る規程の確認及び改訂により、営業部門内の適切な牽制、並びに技術部門及び購買部から営業部門への適切な牽制の体制を構築してまいります。なお、これらの規程の確認及び改訂を行った際には、業務統制本部長より内部統制強化協議会(現在のガバナンス・企業文化諮問委員会*5)に対し速やかに確認及び改訂の内容(改訂時には改訂の理由を含みます。)の報告をいたします。	2021年9月に、販売プロセスにおける各部署の役割明確化や受注計上時の	

施策			具体管	2025年2月期までの宇旋、海田仲辺浦豆*13	2026年3月期における実施・運用状況 <sup>*14</sup>		
3 . 業務執行 (第1ライン·第 1 . 5ライン、第 2ライン)に係る		見交換の場の設定	具体策管理部門間の連携を強化して第1ラインに対する牽制・支援体制を強化するため、2021年6月以降、管理部門の各本部長が参加する意見交換の場(少なくとも2か月に1回以上開催することを想定しております。)を設けることで、各管理部門で顕出された第1ライン及び第2ラインの問題事象の共有、業務改善事項の意見出し、当該部門から他部門への依頼の実施を議論し、各部門間の連携を図ってまいります。これにより、管理部門間の連携を強化して第1ラインに対する牽制・支援体制を強化できると考えております。また、意見交換の状況については、2ヶ月に1回、管理部門の各本部長が内部統制強化協議会(現在のガバナンス・企業文化諮問委員会*5)に報告し、内部統制の整備にも役立てる予定です。	・2021年5月に、管理部門間の意見交換の場としての連絡会議について、 当該連携会議において共有すべき事項(管理部門における課題・各本部の事 業面、人事面、業務執行面などについての取組状況、事業本部における課題 など)、参加者(経営企画本部長、管理本部長、業務統制本部長)、頻度	2026年3月期にあける実施・運用状況**14   [2026年3月期上期]   2025年4月1日付機構改革に伴い、管理部門(経営企画本部、管理本部、業務統制本部)を1名の本部長が管掌する体制から、本部ごとに1名の本部長が管掌する体制へと変更しました。		
	における管理部門	b . 財務経理部によるチェック体制の整備	財務経理部においても会計不正の有無をチェックするため、販売先及び仕入先を対象とした債権債務の残高確認及び取引の相互確認を実施しておりますが、その範囲を拡大するとともに、案件名等の認識差異があった場合は、財務経理部が注文書原本を確認して実在する取引であるかを確認して営業部門を牽制します。これらの施策の具体的な方法について2022年3月期第2四半期までに検討してまいります。	ニタリング、定期的なガバナンス・企業文化諮問委員会への報告は終了としております。 ・2021年8月より、当社と仕入先の間で支払明細データをWeb上で授受できるクラウド型システムを導入し、運用しております。・2021年10月より、「債権債務残高・取引内容確認ガイドライン」(仕入先、販売先を対象とした債権債務の残高の具体的な確認方法、業務手順について取りまとめたもの)の運用を開始しております。	【2026年3月期上期】 2025年3月期と同様の運用を継続しております。 具体的には、より効果的、効率的な牽制手法の確立のため、仕入先と販売先を対象とした債権債務の残高の具体的な確認方法、業務手順について記載した「債権債務残高・取引内容確認ガイドライン」に沿ってチェックしております。 また、チェックリストでは売上債権と仕入債務残高に関する閾値を設け、月次決算における売掛金/前受金、買掛金/前払金残高の適正性をチェックしております。 2026年3月期上期において、予算実績比較により、架空取引および原価付替が疑われるような異常性のある取引は発見されておりません。 月次単位で購買部門から提供される仕入債務については、発注取消漏れなどデータ登録に誤りが発覚した場合には、購買部と連携してデータを修正する運用を確立しております。 よって、当該ガイドライン、チェックリストを利用した営業部門に対する牽制機能は有効と考えており、今後も係る運用を継続します。 また、クラウド型システムについても従前とおり運用を継続しており、取引相互確認の観点から、四半期毎に必要に応じた仕入先の追加を実施しております。		
<ul><li>(第1ライン·第</li><li>1.5ライン、第</li></ul>	. ,	a . 財務経理部による案件単位での検証	案件単位での原価状況によっては、それが不正に気付く端緒となり得ることから、財務経理部にて、一定金額以上の 案件について、案件単位での原価状況の妥当性の検証を行ってまいります。その結果、たとえば粗利率に鑑みて不正 の存在が疑われる場合、営業部門に対して問合せを行う、技術部門にて評価を行う等といった方法によって、不正の 顕出をすることを予定しております。 これらの施策の具体的な方法について2022年3月期第2四半期までに検討してまいります。				
	体制の強化(予算 管理ルールの再考		原価付替をはじめとする不正の予防のためには原価管理策自体も見直す必要があることから、業務統制本部直属の業務企画室(現在の業務企画部 <sup>*8</sup> )にて、原価付替防止を目的とした実行可能な原価管理策として、案件単位での予算管理や原価管理、標準原価の設定などの今後の検討のステップを2021年5月末までを目途に検討してまいります。検討に際しては、システム面の刷新・改善等も考慮いたします。	・原価付替防止を目的とした原価管理のため、原価の妥当性検証に有効な工数積算依頼シートの整備(役務の原価積算のための書面のフォーマットを規定し、粒度を統一)を実施し、2021年12月より、運用を開始しております。・効果的かつ効率的な管理を行う観点から、案件原価予実レポート(第1ライン版)を自動出力できる機能のシステム実装を進め、2022年10月より第1ラインで当該レポート機能の運用を開始しました。・2023年7月に役務サービスに係る工数見積、購買発注に係るシステムの更改を実施し、マニュアル操作とチェックリストに依存していた一部の運用にITシステムによる制御を加えることで統制を強化しました。			
	体制の強化(予算 管理ルールの再考		原価付替を予防するために、業務統制本部直属の業務企画室(現在の業務企画部 <sup>*8</sup> )にて、2021年6月末までに、追加原価に関連する職務権限の金額範囲等を見直し、実態に即した追加原価申請ルールを再考することで、追加原価に対する過度のブレッシャーを排除します。これにより原価付替の動機を減らすことができるものと考えております。	・2021年7月に、追加原価に対する過度のブレッシャーを排除するために「職務権限基準表」、業務ガイドラインを改定し、経営委員会の承認が必要となる追加原価の金額基準を従来よりも高く設定しております。 ・少なくも四半期に一度、追加原価への対応状況を業務統制本部にて把握し、必要に応じて金額基準を見直すことで、過度のブレッシャーとならない状態を維持しております。 ・2023年3月期下期に、追加原価については、市場による特性や手続きの煩雑性などをふまえ、追加原価係るさらなる基準、ルールの見直しを進めました。追加原価における定義を見直し、発生原因が現場の営業担当者・技術担当者に起因しないケースを除外し、また、手続きが重複していた申請・承認行為についても手続きがよりシンブルになるよう改善を実施しています。	2025年3月期と同様の運用を継続しております。 具体的には、業務統制本部、各事業本部、セールスエンジニアリング本部、カスタマーサービス本部およびビジネス開発本部の体制で、引き続き追加原価に係るさらなる		
3.業務執行 (第1ライン・第 1.5ライン、第 2ライン)に係る 体制及び社内体 制の強化	体制の強化(予算 管理ルールの再考	ついて審査する仕組みの導入	取引の妥当性について審査する仕組みを構築することにより取引を利用した不正を防止するため、新規取引先(仕入先及び売上先のいずれも含み、売上先がエンドユーザーに該当する場合も含みます。)と取引を行う場合には、営業部門及び業務統制本部にて、顧客登録時、案件登録時、見積承認時に商流等を審査しております。また、既存取引を(仕入長及び売上先のいずれきみ、売上がエンドユーザーに該当する場合も合みます。)であっても新に取引を行う場合には、営業部門及び業務統制本部にて、案件登録時、見積承認時に商流等を審査しております。その上で、係る審査において取引の妥当性について疑義が生じた場合には、取引の実施を取りやめることにしております。今後、業務効率性も鑑み、審査項目の改訂を2021年6月以降検討してまいります。	先がメーカー又は購買部が定める指定仕入先以外である取引を指します。) が	2025年3月期と同様の運用を継続しております。 具体的には、新規取引先または既存取引先と新規取引を行う場合は、商流などの審査を継続しております。		

施策			具体策	   2025年3月期までの実施・運用状況補足* <sup>13</sup>	   2026 <b>年</b> 3月期における実施・運用状況 <sup>*14</sup>
抜本的な見直し	室の体制強化・人	員構成の変更、資格	増員室員の内2名は営業部門経験者を配置しました。	士を資格取得援助制度の対象資格に追加しました。 ·2021年6月に「内部監査細則」を改定し、内部監査室長は資格取得を進めるため、資格取得に向けたサポートの内容を立案することについて明記しました。	【2026年3月期上期】 内部監査室の人員については、2025年9月30日時点において、18名体制です。 継続して内部監査遂行における企画機能担当者をアサインすることでその実施体制を充実させ、内部監査の品質向上を図っております。 また、内部監査遂行能力の向上のため、引き続き内部監査室メンパーに対して、公認内部監査人、公認不正検査士などの資格取得推奨、資格取得サポートを行って おります。
4.監査体制の技本的な見直し	· / /	b . 内部監査機能の 強化	内部監査機能を強化するため、以下の取組みを実施してまいります。 ・ 営業部門に対する内部監査において、原価付替等の不正の検知にとざまらず、不正を生み出す可能性のある制度 ルール・仕組みの改善を指摘できるよう着眼点の設定(追加原価申請ルールや案件単位での予実管理方法等、不正の動機や機会の作出に関係し得るルール等を洗い出し、改善の指摘の要否を検討するなど)を行います。加えて、過去の不正事案を参考にするだけでなく、以力管理委員会におけるリス戸評価を参考にしつスクの部監査室としても内部監査実施のためのリスク評価を実施しリスクの大きい取引(例えば、新技術領域案件や見積積類時において顧客要件が曖昧な案件)やオペレーション(例えば、残業時間が過度に多い部門や退職者が多い部門)を検証し、リスクペースでの着眼点の設定を行うことで、制度・ルール・仕組みの問題を検知し、不正や重大事故の回避のための指摘を行えるように取組みます。また、営業部門に対する内部監査の実査を行うにあたり、どのような取引を実査の対象とするかという抽出の基準を設けた上で、内部監査を実施します(抽出基準の例として、原価予算・実績の差異が大きく発生している案件等を考えております。)。抽出基準については、2022年3月期第1四半期中に内部監査室内規において明記する予定です。以上の、内部監査における取組は2021年7月からの開始を見込んでおります。 ・ 内部監査の6カ月後にフォローアップ内部監査を必ず実施し、指摘事項に対する改善策が着実に実行され改善につながっているかを検証し、被内部監査部圏の組出状況をフォローします(2022年1月から実施します。)。 内部監査の報告はこれまで半期に1回の頻度で業務監査結果を経営委員会と取締役会に対して行っておりましが、今後は前述の新たな着限点の設定や抽出基準の策定も踏まえた上で実施した内部監査の結果(フォローアップ内部監査の結果も含みます。)を以下のとおり報告することといたします(2021年7月から実施します。)。 月次にて、代表取締役社長人び経営委員会、監査役会(現在は監査等委員会***1)に対して報告四半期毎に、取締役会社長人び経営委員会、監査役会(現在は監査等委員会***1)に対して報告の当事の結果も含みます。(リスクが相対的に高いものから順に、2021年7月から実施します。)。 内部監査の結果も含みます。(リスクが相対的に高いものから順に、2021年7月から実施します。)。 月次にて、代表可総役会と対して報告といて報告では、財産の事務を変しておいりに関係に、のの部監査を実施します。)。 小部監査室は関内の事監査を実施します。(リスクが相対的に高いものから順に、2021年7月から実施します。)。 内部監査室は、内部監査室は、内部監査室は、内部監査室は、内部監査室は、内部監査室は、内部監査室は、内部監査を実施します。(リスクが相対的に高いものから順に、2021年7月から実施します。)。 内部監査を設め、対域を持てを表して、本年度から、実施は単位の内部監査を実施します。(リスクロ・1年で表しますが、まずに対しませいますが、まずに対しますが、まずに対しますが、まずに対しませいますが、まずに対しますが、まが、まずに対しますが、まずに対しますが、まずに対しまが、まずに対しますが、まずに対しますが、まずに対しますが、まずに対しますが、まずに対しまが、まずに対しまが、まずに対しますが、まずに対しますが、まずに対しますが、まずに対しますが、まずに対しますが、まずに対しますが、まずに対しますが、まずに対しますが、まずに対しますが、まずに対しまが、まずに対しますが、まずに対しますが、まずに対しまが、まずに対しますが、まずに対しまが、まずに対しまが、まが、まずに対しまが、まが、まずに対しまが、まが、まが、まが、まが、まが、まが、まが、まが、まが、まが、まが、まが、ま	室によるリスク評価を踏まえたリスクベースでの着眼点、それら着眼点を踏まえた 実査対象の抽出条件基準を内部監査室内規に明記しました。2021年7月より、これらを踏まえた内部監査を開始しております。 ・2021年6月に「内部監査細則」において、内部監査指摘事例集を年度ごとに 1回作成することについて定め、同年10月より運用を実施しております。	【2026年3月期上期】 2025年3月の監査等委員会で承認を得た内部監査方針・計画に基づき、組織別内部監査、フォローアップ内部監査、および及びテーマ別内部監査を計画通り実施しております。 内部監査結果の報告、全社開示については、2025年3月期と同様の運用を継続しております。
4.監査体制の 抜本的な見直し		研修の実施・参加	内部監査室メンバーの内部監査に関する知識やスキル向上のため、内外の専門家を講師とする研修を四半期に1回実施(2021年4月から開始)することで、内部監査を円滑に行えるようにします。また、内部監査室メンバーは、原価付替等不正の類型・バターンについての正しい理解を習得できるように、不正事案等に関する外部実施の研修に定期的に参加(年1回以上)することとします。当研修には、監査役・監査役スタッフも参加するため、参加する研修については監査役(現在は監査等委員**11)・監査役スタッフ(現在は監査等委員スタッフ**11)とも連携し検討します(2021年6月末までに具体的な研修計画を策定いたします。)。これらの内部監査に係る研修の実施・参加により、内部監査に関する知識を深め、内部監査機能を強化してまいります。	の選定方針、開催方法、頻度、開催時期などの研修計画を作成し、研修実施 スケジュールを策定しました。	
4.監査体制の 抜本的な見直し	室の体制強化・人員構成の変更・権限強化	の不備ゼロ運動の横 断的実施とその実施 状況のフォロー・検証 等	当社は、営業部門における不備の発生を防止するため、内部監査で指摘された事項を営業部門全体で共有し、指摘を受けた営業部門のみに限らず、営業部門全体で内部監査にて指摘された内容(特に営業部門に対する指摘)を参考にし、同様の指摘事項が発生しないように不備防止に努める不備ゼロ運動を営業部門全体で横断的に実施してまいります。また、不備ゼロ運動が適切に実施されるように、管理部門は、営業部門に対し、営業部門による改善の支援を行います。そして、内部監査室においては、不備ゼロ運動が営業部門において着実に実施されているか、管理部門において営業部門への支援を十分に行っているかを確認してまいります。これにより、営業部門全体で不備ゼロ運動が適切に実施されるようにし、不備の発生を防止してまいります。	門への支援を内部監査で確認するために、これらが内部監査の対象となるよう内部監査項目の設定を行いました。 ・2023年3月期は、「失敗事例からの学び」、「前回内部監査指摘事項の改善状況と部内教育」という内部監査項目を定め、被内部監査部門、管理部門での部内管理態勢を検証しました。 ・2024年3月期および2025年3月期は、「前回内部監査指摘事項の改善状況と部内教育」という内部監査項目を定め、被内部監査部門、管理部門での上記事項などの部内管理態勢を検証しました。	2025年3月期と同様の運用を継続しております。
4.監査体制の 抜本的な見直し	室の体制強化・人		内部監査室の権限をより明確にする観点から、内部監査室において、社内規程に、被監査部署の内部監査に対する 説明義務及び協力義務、並びに、これらに違反した場合に懲戒処分等の対象となることについて規定することを2021 年7月末までに検討・実施します。		左記の規程を継続して運用しております。

施策			具体策	  2025年3月期までの実施・運用状況補足 <sup>*13</sup>	  2026 <b>年3月期における実施・運用状況<sup>*14</sup></b>
4.監査体制の 抜本的な見直U	(1)内部監査 室の体制強化・人 員構成の変更・権 限強化	f . 内部監査室の役割の見直し	全社的な内部統制の強化を図るため、内部監査室は、単に不備の指摘だけでなく、営業部門や管理部門に対し、不備や不正、事故につながる制度・ルール・仕組み自体の問題を指摘し改善を求め、全社の内部統制のレベルアップにつなげていくという役割を担うということを2021年7月末までに内部監査規程において明確にします。また、内部監査室員に対する人事考課においては、単なる不備の指摘を行ったことに加えて、こうした制度・ルール・仕組みに関する指摘を行ったことも評価することとします(2022年3月期上期の目標設定から実施してまいます。)。これにより、内部統制に関する制度・ルール・仕組みの改善が図られ、全社的な内部統制の強化につながるものと考えております。	・2021年5月に「内部監査規程」を改定し、内部監査室が担う役割を明確にしました。	
	(2)内部監査 室のキャリアバス化 (部署としての地 位・役割向上)	a . 内部監査室の キャリアパス化	内部監査の重要性に鑑み、内部監査室の地位、役割の向上を目的として、幹部、経営陣への昇進に当たっての評価項目の見直し(内部監査やモニタリング部門の経験有無を評価項目とする等)を実施します。また、全社的な視点で俯瞰する能力を高めるために、幹部や経営陣に昇格することを期待される人財のキャリアパスとして、内部監査室への配置を積極的に進めます。 これらの施策については、人事部において2021年9月までに具体的な方針の策定を行い、2022年3月期下期に人事部が経営委員会に対して策定した方針を報告します。そして、当該方針の内容を2022年4月1日付の人事異動において反映いたします。 これにより、内部監査室の地位・役割を向上させてまいります。	陣の昇進に当たっての評価項目の見直し(内部監査やモニタリング部門の経験有無を評価項目とするなど)、内部監査室のキャリアパス化に関するルール策定を行いました。 ・2022年4月1日付けの人事異動より、係る評価項目・ルールを反映しておりま	SCSK株式会社による当社の完全子会社化に伴い、幹部、経営陣の昇進にあたっての評価項目は、SCSK株式会社における評価項目に基づくものとなっております。
	(3)J-SOX業務の抜本的見直し	a . J-SOX統制文書 の見直し	J-SOX業務の抜本的見直しを図るために、業務統制本部直属の業務企画室(現在の業務企画部 <sup>*8</sup> )が、J-SOX 統制文書について、特にリスク及びコントロールの観点から、2022年3月期第2四半期迄を目途に見直しを実施します。なお、リスク管理委員会にリスク管理委員会の分科会及び内部統制強化協議会(現在のガパナンス・企業文化諮問委員会 <sup>*5</sup> )から集約・共有されたJ-SOXに関連するリスク情報(係るリスク情報の集約・共有の体制については「2 、(2)リスク管理委員会による網羅的かつ主体的マネジメント能力の強化,の「c ・リスク管理委員会へのリスク情報の集約」の項目に記載の内容をご参照願います。)は、リスク管理委員会が業務統制本部に対して即時共有し、業務企画室(現在の業務企画部 <sup>*8</sup> )がJ-SOX統制文書への反映を行います。これにより、J-SOX業務の抜本的な見直しを図ってまいります。	・2021年12月に、2022年3月期上期に検討した原価付替防止などの対応 方針を踏まえた業務見直しの内容について、J-SOX統制文書への反映を完了 しております。	【2026年3月期上期】 2025年3月期と同様の運用を継続しております。 具体的には、2025年3月期J-SOX内部統制評価計画に従い、当社グループの内部統制システムの整備、運用における有効性評価の結果を経営委員会へ報告しております。 また、2026年3月期J-SOX内部統制評価計画を策定し、計画に従い、統制文書(業務フロー、業務記述書、およびRCM)を作成しております。
4 . 監査体制の 抜本的な見直し	(3)J-SOX業務の抜本的見直し		業務統制本部直属の業務企画室(現在の業務企画部*8)において、内部監査や調査(詳細は「8. (2) 不正等(会計不正に限らない)の有無に係る、内部監査室による内部監査とは別個の定期的な調査の実施」の項目に記載の内容をご参照願います。)といった活動で発見した不備や指摘事項について、2021年8月を目途に対応方針を検討いたします。さらに、対応方針を受けてのJ-SOX統制文書への反映を、業務企画室(現在の業務企画部*8)が主体となり2021年9月頃を目途に実施いたします。また、内部監査室は、2022年3月期J-SOX評価において統計的なサンブリング手法を含む評価手続きの見直しを行います。加えて、内部監査について豊富な経験・知見を有する者が内部監査室とは独立の立場からの指導・監督(詳細は「4. (1) 内部監査室の体制強化・人員構成の変更・権限強化」の「b. 内部監査機能の強化」の項目に記載の内容をご参照願います。)をすることで、内部監査室が、発見した不備を漏れなくJ-SOX評価に反映し、また、取締役、監査役(現在は監査等委員*11)及び会計監査人に遅滞なく報告を行っているかをモニタリングする仕組みを整備します。	といった活動で発見した不備や指摘事項について対応方針を決定し、同年12月に、係る対応方針を受けてのJ-SOX統制文書への反映を完了しております。 ・内部監査室:2021年10月までに、J-SOX評価に当たり、統計的なサンブリング手法に関する検討を実施し、係る検討を踏まえたガイドラインを作成しております。 ・内部監査室が発見した不備を漏れなくJ-SOX評価に反映し、また、取締役、監査役(現在は監査等委員**11)、および会計監査人に遅滞なく報告を行っ	【2026年3月期上期】 2025年3月期と同様の運用を継続しております。 具体的には、「4.(3)a.J-SOX統制文書の見直し」により策定された計画および統制文書に基づいて、統計的サンプリングによる評価手法にて運用状況評価を実施します。
4 . 監査体制の 抜本的な見直し	(3)J-SOX業務の抜本的見直し	c . J-SOXの管理部門の明確化	確実なJ-SOXの運用を行うため、業務統制本部直属の業務企画室(現在の業務企画部*8)において、J-SOX統制文書を一元的に管理し、統制文書の記載マニュアル等の作成を行います。また、内部監査室にてJ-SOX評価を行い、業務統制本部直属の営業統轄室(現在の業務企画部*8)において、J-SOX評価結果の各部門へのフォローを行う体制を2021年4月1日付機構改革(取締役会及び経営委員会にて決定)において整備いたしました。なお、営業統轄室(現在の業務企画部*8)がフォロー活動を通して得た情報は、そのレポートラインである業務統制本部長に対して報告され、同人を通じて内部統制強化協議会(現在のガパナンス・企業文化諮問委員会*5)に対して共有をいたします。このようにJ-SOXの管理部門を明確にすることで、確実にJ-SOXを運用してまいります。	係る内部統制規程」を制定することにより、内部監査室がJ-SOX評価を実施す	【2026年3月期上期】 2025年3月期と同様の運用を継続しております。 具体的には、左記の体制のもと、各部門が連携しながらJ-SOXの運用を継続しております。
4. 監査体制の 抜本的な見直し		d . J-SOXに係る研 修等の実施	研修等に係る主管部門である人事部と業務統制本部直属の業務企画室(現在の業務企画部 <sup>*8</sup> )が連携し、J-SOXに係る認識及び理解を促進するため、全従業員に対してeラーニング等を用いた研修を年に1回実施いたします。これにより、全従業員のJ-SOXに係る認識及び理解を深め、J-SOX業務の抜本的な見直しにつなげてまいります。	・2021年6月に、J-SOXに係る認識、理解促進のための研修開催要領として、研修の目的、対象者、実施方法、実施後の成果測定方法、実施時期などを「J-SOX研修実施要領」に定めました。・eラーニングなどを用いた研修を年次で実施し、「理解度テスト」を実施することで、理解の浸透を促進しております。・業務企画室(現在の業務企画部*8)が受講履歴、アンケート実施などにて研修実施結果を確認することにより、モニタリングを実施しております。・2023年3月期下期は、受講者が日常的な業務内でもJ-SOXをより身近に感じることができるようにすることを目的に、制度概要などに加え、ネットワングループの事業、業務内容に則した研修コンテンツを追加しました。	2025年3月期の振り返りをふまえ、継続して全従業員のJ-SOXに係る認識、理解を深めていけるよう、研修コンテンツを見直しております。 2026年3月期はJ-SOXのみならず、全社内部統制活動を支援する仕組みの1つとして、内部統制教育プログラム(eラーニング、集合型研修)を見直し、6月より研

4.監査体制の 抜本的な見直し	(4)監査役の体 制強化		従来、常勤監査役 (現在は常勤の監査等委員*11)は、代表取締役社長執行役員及び社外取締役との間で意		2026年3月期における実施·運用状況 <sup>*14</sup>				
抜本的な見直し	制強化	的か音目交換							
					2025年3月期と同様の運用を継続しております。				
				との意見交換を実施しました。	具体的な実施	状況は以下のと	おりです。		
			2回、及び各社内取締役・執行役員と(ローテーションを組んだ上で順に)月1回、経営ガバナンス状況、経営進捗	・2022年3月期下期は、より現場に近い幹部とも意見交換を行うため、一部の	実	施時期	対象者	主な意見交換項目	
			状況、コンプライアンス管理状況等に関して意見交換を行うこととします。また、意見交換に当たっては、その内容を記録に残し、次回の監査役会(現在は監査等委員会*11)において、常勤監査役(現在は常勤の監査等委員*11)か	副平印伎、印伎Cの息兄父揆も夫施しました。	2025年4月	月7日	若月執行役員	・リスク管理に関する事項(リスク管理、BCP、情報管理) ・コンプライアンスに関する事項(個別事案、法令順守、教育・研修)	
			ら社外監査役(現在は監査等委員* <sup>*11</sup> )に対して共有いたします。 これにより監査役会(現在は監査等委員会 <sup>*11</sup> )としての情報収集体制を強化することで、監査体制の強化を図って まいります。	τ	2025年4月	月21日	<b>辻執行役員</b>	・担当プロジェクトに関して ・管掌部門の課題に関して ・SCSK株式会社との統合に関する期待と懸念事項に関して	
			なお、この意見交換は2021年6月から開始いたします。		2025年5月	月14日	竹下代表取締役社長	・2025年3月期監査等委員会通期活動報告に関して	
					2025年7月		竹下代表取締役社長	・SCSK株式会社との統合における期待されるシナジー効果及び解決しなければならな	
					2025年7月		竹下代表取締役社長	い課題に関して · 2026年3月期監査等委員会監査計画に関して	
					2025年9月		深町セールスエンジニアリング本部長	・セールスエンジニアリング本部の目標とそれを達成するための課題	
					2023-37	/J + LI		・SCSK株式会社との統合における担当領域でのシナジー創出、およびそれに向けての 組織の改革について	
						∃から変更)	田中取締役(COO)	・SCSK株式会社との事業統合を進めるために解決しなければならない課題に関して ・当社及びネットワンパートナーズ株式会社の事業拡大の施策に関して	
					2025年9月	月24日	穂坂カスタマーサービス本部長	・カスタマーサービス本部の目標とそれを達成するための課題 ・SCSK株式会社との統合における担当領域でのシナジー創出、およびそれに向けての 組織の改革について	
4 . 監査体制の 抜本的な見直し		定期的な意見交換	告とは別に、常勤監査役(現在は常勤の監査等委員**11)において、毎月1回内部監査室との間で、内部監査の 状況等(特に内部監査室が内部監査を行うに当たっての方針)について意見交換を行う意見交換会を実施すること	社から監査等委員会設置会社へ移行しました。そのため、常勤の監査等委員が、内部監査室と意見交換を行い、必要に応じ他の監	【2026年3月期 2025年3月期 具体的な実施	目と同様の運用を	- 継続しております。 おりです。		
			とします(従来、係る意見交換会は実施しておりませんでした。)。また、当意見交換会には、必要に応じて社外監査	図っております。	回次	実施時	ia l	主な意見交換項目	
			区(九江6曲直寸安县) 0岁加,00000000000000000000000000000000000			2,50.47		有(中部事業本部第1営業部、中部事業本部パブリック技術部)	
			これにより、監査役会(現在は監査等委員会**11)としての情報収集体制を強化することで、監査体制の強化を図ってまいます。なお、この意見交換会は、2021年5月から開始いたします。		第36回	2025年4月2	·2026年3月期組織別內部監 ·子会社監査状況報告	査選定部署に関して	
					第37回	2025年5月	R確認結果共有 有(東日本第2事業本部第3営業部)		
						・ 子会社監査状況報告			
					第38回	・子会社監査状況報告・2026年3月期子会社監査計画に関して ・フォローアップ内部監査結果共有(セールスエンジニアリング本部ファシリティ技術部、西日本事業本部第4営業			
					第39回   2025年7月14日   ·子会社監査状況報告   ·監査等委員会2026年3月期監査計画説明				
					第40回	2025年9月~	, 内部断杏结里共有 ( 西日本	「(テーマ別内部監査、東日本第3事業本部エンターブライズ第3技術部) 事業本部第3事業部、東日本第1事業本部パブリック第5技術部、東日本第2事業 析部)	
4 . 監査体制の 抜本的な見直し	(4)監査役の体制強化	る研修への参加			【2026年3月集 2025年3月期		・継続しており、 不正事案に関する外部実	施の研修には2026年3月期下期に参加予定です。	
4 . 監査体制の 抜本的な見直し	(4)監査役の位 制強化	ラシーが高い者を起用	**	・2021年6月に、公認会計士資格を有する野口和弘氏が常勤監査役に選定されております(現在は監査等委員として選任 <sup>*7</sup> )。 ・2022年6月開催の当社第35回定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しておりますが、同株主総会において、会計リテラシーが高い者として、従前監査役であった、公認会計士資格を有する野口和弘氏、飯塚幸子氏が監査等委員に選任されました。			「口和弘氏には、2026年3月期上期も継	続して監査等委員として活動いただいております。	
抜本的な見直し		)計監査人との連携強 化	従前、内部監査室と会計監査人との間では、四半期に1回、会計監査人が、会計監査人の監査計画やその着眼点の共有、監査中の気づき事項の共有、監査終了後の監査報告などを行うための場が設けられていましたが、内部監査室と会計監査人による監査体制を強化するために、今後は、会計監査人からの報告のみを主体とする場にするのではなく、内部監査室が、会計監査人に対して、内部監査室における内部監査計画及び内部監査の実施状況についても説明をし、両者の間で意見交換を実施することとします(2022年3月期第2四半期監査完了後の意見交換から実施します。)。 これにより、内部監査室と会計監査人との連携を強化することで、内部監査室と会計監査人による監査体制の強化を図ってまいります。			月と同様の運用を	:継続しております。 計監査人とのディスカッションを継続して実	施しております。	

施策			具体策	   2025 <b>年</b> 3月期までの実施・運用状況補足 <sup>*13</sup>	   2026年3月期における実施・運用状況 <sup>*14</sup>
5.従業員の声	(1)内部通報	a . 内部通報規程の	従業員の内部通報制度に対する信頼を醸成するため、以下の施策を実施いたします。	・2021年5月より、調査協力者も含めた関係者の守秘義務、通報者の探索の	
	制度に対する信頼 の醸成	度の周知・教育活動	まず、従業員が安心して内部通報制度を利用できるよう、調査協力者も含めた関係者の守秘義務及び通報者の探索の禁止並びに前記の内容に違反した場合には懲戒処分の対象となり得る旨を内部通報規程に規定します。かかる	規定し、施行しております。	フォームの運用を継続しております。
			規程の変更は、コンプライアンス室(現在のリスク・コンプライアンス部 <sup>*2·6</sup> )が法務室の支援の下実施します。また、係る規程の変更により通報者の秘密保護の徹底が図られることを社内WEBボータルから全従業員に向けて周知します(周知は2021年5月末~6月初旬を予定しております。)。 次に、コンプライアンス室において、四半期に1回各部門で開催される「事例研究会」(詳細は「7.(1)会計リテラシーの向上・会計知識教育」の「b.自社及び他社の不正事例の事例研究会」の項目に記載の内容をご参照願います。)の場を利用した内部通報制度についての教育・啓蒙活動、 社内掲示板における内部通報制度についての掲示、さらには 年4回(四半期に1回)の全社会議での内部通報制度についての講話活動を実施し、従業員に対し、内部通報制度の目的・必要性及び上記内部通報規程の変更に関する教育・啓蒙を実施してまいります。これらの施策により、従業員に当社の内部通報制度を正しく理解させ、安心して利用できるものであると認識させることで、従業員の内部通報制度に対する信頼が醸成されるものと考えております。	を踏まえた内部通報規程の改訂を実施しました。 ・2023年1月には、内部通報窓口の利用において通報者の心理的負担を軽減し、利用しやすくすることを目的として匿名での情報交換を可能とするグループ	また、内部通報窓口の認知度向上と信頼性向上を目指して、「事例研究会」の場を利用した社内周知を四半期毎に実施しております。 内部通報だけに頼るのではなく、「1.(1).b.コンプライアンス教育の実施」の活動を通して、上司、同僚へ相談しやすい環境が構築されていくことを期待しております。
5.従業員の声	(2)第三者を窓	a.第三者を窓口とし	再発防止策の運用に対する従業員からの率直な意見・評価を求めるべ(、コンブライアンス室(現在のリスク・コンブライ	・2021年8月より、外部(第三者)の弁護士を窓口とする目安箱の運用を開	[2026年3月期上期]
を集める仕組み	口とした目安箱		アンス部*2·6)が主管となり、2021年8月~9月初旬を目途として、外部(第三者)の弁護士等を窓口とする目安箱を設置します。目安箱は、社内イントラ上に開設される投稿フォームから意見を投稿させる形式をとります。また、窓口である弁護士等は、目安箱に寄せられた意見・評価を秘匿性に配慮しつつ集約し、その結果をコンプライアンス室へ四半期に1回報告し、コンプライアンス室が内部統制強化協議会(現在のガバナンス・企業文化諮問委員会*5)へ四半期に1回報告することにします。なお緊急性の高い内容や、内部通報に近い内容については四半期に1回に限らず、窓口である弁護士等からコンプライアンス室が通知を受けて対応します。内部統制強化協議会(現在のガバナンス・企業文化諮問委員会*5)では、目安箱に寄せられた意見・評価の集約結果を吟味して具体的な改善施策に結びつけるとともに、目安箱に寄せられた意見・評価の集約結果への対応状況をWEBボータルに掲示し、随時更新してまいります。	始しました。 ・目安箱に寄せられた意見・評価については、具体的な改善施策、その対応状況を社内WEBボータルに掲示し、随時更新しております。 ・2023年3月期上期に、外部(第三者)の弁護士を窓口とする目安箱については、実効性と継続性を高めるため、いくつかの改善を施し、継続運用しております。	
	(1)コンプライア		当社では、2019年3月期より新人事制度に移行し、営業職個人に対する受注と粗利の目標達成度合いに応じたイン・カン・フィット・フィットン・フィット・フィット・フィット・フィット・フィット・フィット・フィット・フィット		
	ンスの強化を目的と した人事制度改革		ンセンティブ制度(個人インセンティブ制度)について、インセンティブの割合を見直し、報酬の平準化を図ってまいりました。その後、当社は、2022年3月期の中期事業計画の策定に向けた会議(2020年11月~2021年3月に開催され、社外取締役を含む取締役、執行役員、本部長以上の役職者及び代表取締役社長が指名した翌年の本部長候補者が参加した会議となります。)において上記の新人事制度についての評価を行い、個人インセンティブ制度が営業職による不正を惹起する原因となっているおそれがあることを踏まえ、2021年4月から個人インセンティブ制度の廃止を実施いたしました。また、併せて、同月から、賞与の算定における業績配分比率の低減も実施いたしました。当社では、今後も、1年に一度の頻度で、人事部において、人事制度の継続的な検証・改訂を行ってまいります。これにより、コンプライアンス重視の企業文化を浸透させることができるものと考えております。		2025年3月期と同様の連用を継続しております。 具体的には、2024年3月期に導入した人事報酬制度に基づき、組織全体での業績達成率に応じた賞与制度を継続しております。
6.組織文化の 改革·形成			人事部は、従業員のコンプライアンス意識の醸成を目的として、2022年3月期から、 人事評価制度において、従業 員がコンプライアンスに係る目標を設定することを必須としたうえで、 人事評価の評価項目として、上記目標の達成度		
70.00		評価制度及びコンプライアンス意識の浸透度	についての項目を設け、かつ、当該項目の割合が評価全体の約20%となるよう変更いたしました。また、年2回実施する人事評価面談に際して、コンプライアンス室(現在のリスク・コンプライアンス部 <sup>*2·6</sup> )が提供する自己点検を目的としたコンプライアンスチェックシートも活用しつつ、上司と部下が対話することを通して、従業員のコンプライアンス意識の浸透度の確認を行います。	の分布比率をバフォーマンスを評価しやすい分布比率とし、ビジネスの実態に合わせると共に、人財育成に注力しやすい評価期間を設定し、成長に繋がる対話	具体的には、人事評価制度において、従業員が設定する行動目標の1つに「内部統制・コンプライアンス」をテーマとする項目を含めることにより、コンプライアンスの重要性
改革·形成	(2)会社として の一体感に関連す る企業文化改革	員会の発足	COMPANY-すべてのステークホルダーから信頼され支持される企業へ-,という経営ビジョンを掲げておりましたが、「ビジョン浸透委員会」は、「ネットワングルーブの社員としてどう行動すべきか」をテーマとして、上記の企業理念及び経営ビジョンに基づく、新たな行動指針(「Netoneグルーブ行動指針~社員一人ひとりが行うべき行動~」)を策定し、全従業員(主要子会社に出向している従業員を含みます。)に対し、係る行動指針を自身の行動宣言へ反映させてまいりました。そして、当社は、今般、「ビジョン浸透委員会」を発展させた「企業文化改革委員会(現在のガパナンス・企業文化諮問委員会*5)」は、外部調査委員会から企業文化の改革に関する提言がなされたことを踏まえ、管理本部長執行役員が委員長となって、ビジョン浸透委員会を改組する形で発足された組織であり、昨年度からのビジョン浸透委員会のメンバーに加え、人事部等から新たな追加メンバーを選出しております。その結果、現在、「企業文化改革委員会(現在のガパナンス・企業文化諮問委員会*5)」のメンバーに加え、大事部等から新たな追加メンバーを選出しております。その結果、現在、「企業文化改革委員会(現在のガパナンス・企業文化諮問委員会*5)」のメンバーは、管理本部長執行役員、全本部及び主要子会社の従業員名2名並びに事務局2名により構成されております。また、同委員会は、社外取締役2名をアドバイザーとしております。「企業文化改革委員会(現在のガバナンス・企業文化諮問委員会*5)」は、6.(2)「b・経営ビジョン・行動指針の見直し」のとおり、改めて当社の経営ビジョン・行動指針を見直した上で、6.(2)「c・ビジョンブック作成・電子掲示板での特設サイト設置」から「d・ビジョンウィークの企画、実行計画の策定」までの施策を実施することで、企業文化の改革を更に推進し、内部統制強化協議会(現在のガバナンス・企業文化諮問委員会*5)が実施状況の報告を受ける形で当該活動をモニタリングしてまいります。	上で企業文化の改革に向けてどのような取組みが必要であるかについて検討を進めるため、従業員に対する人事サーベイを行いました。 ・2021年12月に、人事サーベイの分析結果をもとした人事改革制度の基本骨子の策定が完了しました。 ・2022年2月より、定点的に組織文化、組織の問題点の状況の測定を実施するために、隔月で全社向けアンケート(パルスサーベイ)を開始しております。	2026年3月期において、ガバナンス・企業文化諮問委員会は、取締役1名、執行役員3名、副本部長2名、社外有識者2名を主たる構成員として、全6回の開催を予定しており、2026年3月期上期においては、4月、6月、9月に開催しました。ガバナンス・企業文化諮問委員会では、企業文化改革活動に関する取組みをモニタリングし、今後の取組みや課題に対する助言を行っております。なお、2026年3月期の企業文化モニタリング調査(パルスサーペイ)による組織文化の変革状況、組織課題の測定については全2回を予定しており、第1回目を2025年6月に実施し、継続して組織課題の抽出、対策、および検証に取組んでおります。
6 . 組織文化の 改革·形成			前記6.(2)「a.企業文化改革委員会(現在のガバナンス・企業文化諮問委員会*5)の発足」のとおり、当社は従前、新たな行動指針を策定してまいりました。今後、企業文化改革委員会(現在のガバナンス・企業文化諮	行動指針を策定しました。	2025年3月期と同様の運用を継続しております。
	る企業文化改革		問委員会 <sup>*5</sup> )においては、外部専門家(企業文化改革及び労務人事に係るコンサルティング会社等)の助言や指導などを求めながら、2021年12月までに、経営ビジョンを、全役職員が共有するにふさわしい内容に改訂するとともに、経営ビジョンに沿うように、行動指針の更なる見直しも行います。	・新しく策定された企業理念体系の浸透を目的として「理念浸透プロジェクト」を	具体的には、選抜された企業文化改革メンバーにより、あるべき組織文化の醸成、継続した企業理念の浸透という2つのテーマに基づき、それぞれの施策の計画と実行を行っております。 さらに、各部署で進められている個別施策との連携を強化することで、企業理念の浸透を進めております。

施策			具体策		2026年3月期における実施・運用状況*14
6.組織文化の 改革·形成		成・電子掲示板での特 設サイト設置	ビジョン浸透委員会では、前記6.(2)「a.企業文化改革委員会の発足」のとおり新たな行動指針の策定を行ったうえで、係る行動指針を反映した電子版ビジョンブックを作成して社内電子掲示板に掲示しました。今後は、企業文化改革委員会(現在のガバナンス・企業文化諮問委員会*5)において、経営ビジョン及び行動指針の見直しを行った後、これを踏まえた電子版ビジョンブックの改訂及び社内電子掲示板への掲示を2022年1月中に行い、経営ビジョンや行動指針の従業員への浸透を高めてまいります。また、係る掲示に当たっては、画面のトップページに特設サイトを設けて電子掲示板上での視認性を改善します。	・2022年3月に、電子版ビジョンブックの改定、社内周知を実施しました。 ・2023年4月にビジョンブック、社内Webポータル上の特別サイトを刷新しました。	【2026年3月期上期】 ビジョンブック、社内Webポータル上の特別サイトを理念浸透活動に継続して利用しております。
6.組織文化の 改革·形成			企業理念、経営ビジョン及び行動指針に対する理解と浸透を深め、会社としての一体感をより強化するために、企業文化改革委員会(現在のガバナンス・企業文化諮問委員会*5)において、年2回、「ビジョンウィーク」と称する期間を設定いたします(初回は2021年5月に実施しております。)。「ビジョンウィーク」では、代表取締役社長と従業員との公開座談会などのオンラインイベントを実施します(イベントの様子は録画し、追って社内で配信する予定です。)。イベントでは、匿名のチャットツールによる参加者からの質問に代表取締役社長がリアルタイムで回答することで、普段従業員が企業理念、経営ビジョン及び行動指針について疑問に感じていることの解決・納得を得ることができ、従業員の企業理念、経営ビジョン及び行動指針に対する理解及び浸透が促進されると考えております。		【2026年3月期上期】 2026年3月期については、ビジョンデイを年2回とし、2025年11月、2026年2月の実施に向けて、各本部から選抜された企業文化改革メンバーにより内容を検討して おります。
6.組織文化の 改革·形成	(2)会社としての一体感に関連する企業文化改革	e . 行動指針に基づく 行動宣言の策定と浸 透	社内イントラの従業員プロフィール欄に、行動指針を踏まえた従業員個人の4つの行動宣言を記載して社内に公開しています。また、2021年6月以降、四半期ごとに行う上司とのOne on Oneで、行動指針について会話をし、各自の行動宣言の達成度を振り返る機会を設けることなどで、行動指針を従業員に浸透させてまいります。さらに、自身の行動宣言を他の従業員に共有する全従業員参加のワークショップを2021年5月から7月にかけて12回開催いたします。これにより、従業員が他者の行動宣言に触れることで、各従業員の行動指針に対する相互理解が促進され、組織の一体感につながるものと考えています。	が自身の行動宣言の見直しを行いました。 具体的には、8つのWAYの中から1つ以上のWAYを選択して「私のWAY」とし、 そのWAYに紐づいた「私の行動宣言」を社内WEBボータルの従業員プロフィール 欄に記載し社内公開しています。この宣言に基づく行動の振り返りを、四半期ご	継続してWAYに紐づいた行動宣言に基づく行動の振り返りを、四半期ごとに行う上司との個別面談(One on One)で実施し、WAYの理解浸透につなげております。 始業時に「今日のWAY」を選択し、WAYに基づく行動を意識させる仕組みは、2026年3月期も引き続き運用し、浸透を図っております。
	(3)当事者意識の醸成·他人事文化の打破		( )) 人事ローテーションの実施 当社では、業務の属人化や業務のブラックボックス化(業務に関する情報を当該案件の担当のみが把握しており、他の者が何も分からない状態)を避けるため、2020年4月1日付の人事異動において特に人財の固定化傾向が強かったマネージャー職の人事ローテーションを優先的に推進しました。これにより、全社の平均ローテーション率が6.3%であるのに対し、マネージャー職のローテーション率は9.3%となりました。今後も、人財の固定化傾向を踏まえながら、業務経験年数が5年以上で一定以上の評価を受けた従業員のローテーションを優先的に推進するとともに、特に、お客様を直接担当する営業職については、以下の( )の 又は に該当する場合は、必ずローテーションを実施します。 ( )) 人事ローテーションに関する規程整備 就業規則に、人事ローテーションに関する規程整備 就業規則に、人事ローテーションについての規定を追加するとともに、人事ローテーションのガイドラインを新たに整備しております。 具体的には、不正の防止を目的とする人事ローテーションと、組織の活性化を目的とする人事ローテーションとのの枠組みで人事ローテーションを実施することとしております。 不正の防止を目的とする人事ローテーションについては、業務の属人化及びブラックボックス化、並びに外部業者との癒着の発生防止を図るために、5年以上同一顧客を担当している営業部の従業員(役職者を除きます。)、5年以上同一市場を担当している営業部の部長・副部長・シニアマネージャー及びマネージャーを対象としてローテーションを実施いたします。 また、組織活性化を目的とする人事ローテーションについては、「キャリアブラン」(従業員が上司及び人事部に対して自らの希望する将来のキャリアの計画について宣言する仕組みであり、少なくとも1年に1回以上見直しがなされます。)において人事ローテーションについての希望があった場合や、5年以上同一業務を経験している場合等の条件に合致した従業員に対して優先的にローテーションを実施いたします。 ( ) 人事ローテーションについては、人事部において、従業員が担当する顧客及び市場の情報を年度単位で管理し、( )の 又は のルールに該当する場合に、人事ローテーションを行います。また、組織活性化を目的とする人事ローテーションについても、人事部において、従業員の「キャリアブラン」や勤続年数等の情報を管理し、人事ローテーションの実施に役立てております。	職を中心とした従業員が担当する顧客、市場の情報を管理するシステムの運用を開始しております。	人事ローテーション細則に従い、2025年4月1日付の人事異動においては、不正の防止を目的とした人事ローテーション、組織活性化を目的とした人事ローテーション、 およびそれ以外を目的とした人事ローテーションを実施しました。

施策			具体策	  2025年3月期までの実施・運用状況補足 <sup>*13</sup>	   2026年3月期における9		
	シーの向上・会計	向上·会計知識教育	全社的に会計リテラシーを向上させるため、人事部がファイナンスサービス部と連携して、公認会計士等の会計専門家や他の上場企業においてCFOの経験がある者等を講師とした会計リテラシーの向上・会計知識教育のための研修を実施します。具体的には、全役職員(社外役員を含みます。)を対象にeラーニングによる研修を実施するとともに、本部長、副本部長、部・室長については、集合研修も実施します。また、研修の実施後に、理解度チェックを実施することで、その浸透度を測定します。そして、その測定の結果については、人事部が経営委員会へ報告いたします。本研修及び理解度チェックは年2回程度実施します。初回実施は2022年3月期第2四半期を予定しております。以上の研修・理解度チェックを実施することにより、全役職員の会計リテラシーの向上を図ってまいります。	·全社的に会計リテラシーを向上させるため、全役員·全役職員を対象にeラー ニングを実施しました(STEP1:2022年3月期、STEP2:2023年3月	【2026年3月期上期】 財務経理部が主管部門とし STEP5として再発防止の集 また、研修の実効性をより高 具体的には、本部長、副本 全役職員向けについては、利	で人事部、ファイナンスサービス部と連携して推進しております。 大成を図ります。 める観点から対象者別に異なるテーマ、開催方法により研修を開催します。 部長、部長、室長、副部長向けについては集合研修(Web開催)を実施します。 事例研究会によるディスカッションを予定しております。 修(対面開催)を予定しております。 修(対面開催)を予定しております。 <b>満師及び概要 (予定)</b> 会計リテラシー研修STEP5 会計リテラシー:「会計情報を正し〈理解して使いこなす能力」が備わったか、向上したかの確認と実践 ・実際の営業本部別収支を使った現状分析と戦略への反映	<b>対象者</b> 本部長、副本部長、部長、室長、副部長
					実施時期(予定) 2026年1月から3月	・チーム内のディスカッション ・営業本部長への発表  講師及び概要 (予定) 会計リテラシー研修STEP5 財務経理部作成の教材による事例研究会の実施	<b>対象者</b> 全役職員
						・原価付け替え(予定) ・原価付け替え(予定)	
					<b>実施時期(予定)</b> 2026年3月期下期	講師及び概要 (予定) 会計リテラシー研修STEP5 財務経理部による集合研修(対面開催)の実施 ・内容検討中	全役員
					また、これまで会計リテラシーに係る e ラーニングを受講したことのない新任の役員、本部長、副本部長、部長、室長、副部長、新入社員および中途社員に対しては、き続き全テーマが完了するまで受講させることとしました。なお、今期は対象となる役員がいないため、新任の役員向けの研修は実施しておりません。 STEP1、STEP2を同時に受講してもらうことは、受講者の負荷が大きくなることから、2025年3月期に実施したSTEP1、STEP2を集約した内容で実施することを予しております。		
					実施時期(予定) 2025年5月から	<b>講師及び概要 (予定)</b> 全役職員向けeラーニングSTEP1 KIYOラーニング株式会社が運営するAirCourse提供の若手従業員から管理職 層を対象とするMBAシリーズ アカウンティング eラーニング (本時期:1~18まで)	対象者 全役職員 (2026年3月期入社者及び2025年3月期 STEP1未受講者)
					2026年3月	全役職員向けeラーニングSTEP2 KIYOラーニング株式会社が運営するAirCourse提供の若手従業員から管理職層を対象とするMBAシリーズ アカウンティング eラーニング(本時期:19~35まで)	全役職員 (2025年3月期STEP1受講済みの者)
					+ W-4 W	I	T. 1
	(1)会計リテラ	b	全社的な会計リテラシーの向上、コンプライアンスに関する企業文化の改革推進のため、コンプライアンス室を主管部署	「1 (1)ト ついづこくでいつ 数本の字数 ナビ糸の原語 リナオ	実施時期(予定) 2025年12月	議師及び概要 (予定) 会計リテラシー研修STEP1、2 財務経理部長による集合研修(Web開催)の実施 ・会計リテラシーとは何か ・NOSの財務諸表 ・財務諸表分析 ・管理会計と意思決定会計 ・損益分岐点分析 ・NPV分析 ・財務分析 ・ロジックツリーを用いた財務分析手法 ・原価計算の基本 ・標準原価と原価管理	<b>対象者</b> 2026年3月期新任本部長、副本部長、部長、室長、副部長
7.会計リテラシー教育及び過去不祥事からの学び・啓蒙		不正事例の事例研究 会	では、全体業員を対象に、それぞれが所属する各部門において、過去の過ちを繰り返さないこと、コンプライアンス意識を醸成することを目的として「不正営業取引、不正会計、ハラスメント」などの事例を題材として意見交換を行う「事例研究会」を実施いたします。「事例研究会」で取り扱う題材については、コンプライアンスを関するという。「事例研究会」で取り扱う題材については、コンプライアンス室(現在のリスケ・コンブライアンス部 <sup>★2・6</sup> )が、過去の自社及び他社の不正事案について具体的な手法の分析及び把握を行ったうえで、その分析結果をもとに、外部専門家(公認会計士、弁護士等)、リスク管理室(現在のリスケ・コンプライアンス部 <sup>★2・6</sup> )、法務室からの意見も取り入れながら、作成いたします。「事例研究会」の開催頻度・回数は、四半期に1回として、1年度内に4回実施いたします(初回実施は2022年3月期第1四半期を予定しております。)。 また、「事例研究会」の実施状況については、それぞれ「事例研究会」を実施した各部門がコンプライアンス室に対してその実施状況を報告することにより、コンプライアンス室に情報を集約し、これをコンプライアンス室が経営委員会に対して報告することで、経営委員会及びコンプライアンス室が「事例研究会」の実施状況をモニタリングする体制としております。「事例研究会」の実施及びそのモニタリングは、今後も継続的な活動として取り組んでまいります。これにより、全従業員の会計リテラシーの向上を図るとともに、コンプライアンスに関する企業文化の改革推進につなげてまいります。		1 . ( 1 ) פּרעעב.	アンス教育の実施」をご参照願います。	

施策			具体策	   2025 <b>年</b> 3月期までの実施・運用状況補足 <sup>*13</sup>	   2026年3月期における実施・運用状況 <sup>*14</sup>
7.会計リテラシー教育及び過去不祥事からの学び・啓蒙	事からの学び・啓蒙 谷		二度と不祥事を起こさないために、「事例研究会」、(「事例研究会」の詳細については、「7. (1)会計リテラシーの向上・会計知識教育」の「b. 自社及び他社の不正事例の事例研究会」の項目に記載の内容をご参照願います。) において、自社における過去の不祥事を題材としたディスカッションを行い、過去の不祥事の具体的な手法やその原因を学ぶ機会を設けることで、これらの周知・啓蒙を図ります。過去の不祥事を題材とする「事例研究会」については、年2回実施します。2022年3月期は、第1四半期と第3四半期の実施を予定しております。 これにより、全従業員の不正に対する感度を高めるとともに、全従業員の会計リテラシーの向上を図ってまいります。	<u></u> なし	【2026年3月期上期】 2025年3月期と同様の運用を継続しております。 具体的には、過去不祥事をふり返り未来につなげることを目的として、東京都品川区勝島のイノベーションセンターに設置した「企業文化未来センター」を利用し、全従業員への周知活動を継続しております。 より持続可能な周知活動を実現するため、「企業文化未来センター」の全ての展示物の音声ガイダンスを整備し、自由な時間で見学ができる仕組みを整えており、これにより過去不祥事についていつでも学べる場を提供しております。
7.会計リテラシー教育及び過去不祥事からの学び・啓蒙	(3)日々の失敗 a 事例(ヒヤリハッ 学 ト)からの学び	a . 失敗事例からの さび	過去の過ちを二度と繰り返さないため、以下のような社内の業務ルール勉強会、ワークショップ、日々の失敗事例(ヒヤリハット)共有を通して、社内の業務ルール、日々の失敗事例の第15インの全従業員への周知を図ります。以下の取組の実施状況については、第15インから選出した教育担当がコンプライアンス室(現在のリスケ・コンプライアンス部*2-6)に対して報告し、コンプライアンス室においてその実施状況を確認いたします。以下の取組は、2022年3月期第2四半期からの開始を予定しております。 ・第15インから選出した教育担当と業務統制本部による第15インの全従業員への社内の業務ルール理解のための勉強会と理解度テスト(四半期毎)・第15インの従業員同士での、顧客に対する提案活動やシステム導入・構築作業における失敗事例共有のためのワークショップ(四半期毎)・失敗事例を共有するための投稿型の社内Web等のツールによる、第15インの全従業員同士での日々の失敗事例や障害事例の発信と相互共有(適時) 以上の取組により、第15インの全従業員に対し発生した失敗事例を周知することで、過去の過ちを二度と繰り返さないようにしてまいります。	なし	[2026年3月期上期] 2025年3月期と同様の運用を継続しております。 具体的には、第1ラインの従業員が参加する 社内の業務ルール理解のための勉強会と理解度テスト、 顧客に対する提案活動やシステム導入、構築作業などにおける失敗事例(とヤリハット)の共有会とワークショップを2025年6月、9月に実施しました。 上記 、 の取組みで使用した資料を、社内Webポータルにて全社員に継続して共有するとともに、上記取組みに対する実施状況のモニタリングとして、リスク・コンプライアンス部向けに開催レポートを報告しております。 また、第1ラインの従業員が、日々の失敗事例(とヤリハット)を社内WEBポータルで全社員向けに投稿し、これを共有する取組みについては、上期に4件が投稿されました。 これらの活動を通じて、業務品質のさらなる向上を目指します。
8.モニタリング体制の継続	(1)「内部統制 a 強化協議会」による 強化横断的かつ継 続的な再発防止策 の推進	議会による再発防止	「 .再発防止策について, 冒頭の内部統制強化協議会(現在のガバナンス・企業文化諮問委員会*5)の役割、 構成に関する記載をご参照願います。	・内部統制強化と企業文化改革を連動して推進させるため、内部統制強化協議会と企業文化改革委員会を統合し、「ガバナンス・企業文化諮問委員会」を2022年4月28日に発足しております。「ガバナンス・企業文化諮問委員会」は、全社的な内部統制強化、企業文化改革に関する取組みの実行、経営陣による積極的なモニタリング関与と継続的な改善に取組んでおります。	
8.モニタリング体制の継続	· / · — ·	a . 内部監査以外の E期的な調査	モニタリング体制を強化するために、内部監査室による内部監査とは別に、業務統制本部が個別の不正等の有無の調査を定期的に実施し、当該結果をリスク管理室(現在のリスク・コンプライアンス部 <sup>*2・6</sup> )に報告します。そのうえで、リスク管理室は、リスク管理委員会に報告し、万一、個別の不正等を把握した場合には、リスク管理委員会において追加調査等の然るべき対応をとります。なお、具体的な調査の実施方法、実施頻度等については、2021年7月末までに決定してまいります。		[2026年3月期上期] 2025年3月期と同様の運用を継続しております。 具体的には、業務統制本部の業務推進部、購買部による個別の不正などの有無に関する調査を定期的に実施し、その結果をリスク管理委員会へ報告を行っております。 これまでの調査によって、不適切な会計処理や業務実態がないことが認められた案件、および架空の発注が認められた案件はありません。 また、継続的な内部統制システムの強化に向けて、整理した活動計画に従い、改善施策を実施しております。

- \*1)「意見交換会」については、関連して開催される「グループ内意見交換会」との連携を強め、これらの取組みを通じて自部門のコンプライアンス宣言活動計画への理解を深めることを目的に、開催のスケジュールを第1四半期及び第3四半期の年2回の開催とするよう、見直しを行いました。
- \*2)2022年4月に、リスク管理室はリスク管理部に改称いたしました。
- \*3)2022年6月の監査等委員会設置会社への移行後は、第2ラインとしてのコンプライアンス室の業務執行の適正性については、第3ラインとしての内部監査室による、独立的、客観的な立場からの監査を受けることとしております(なお、内部監査室はそれら監査の結果を監査等委員会に報告することとしております。)。
- \*4)取締役会の監督機能強化及び業務執行責任の明確化の観点から、リスク管理委員会を経営委員会の委任機関へと変更いたしました。もっとも、リスク管理委員会における各種取組状況等は引き続き取締役会においても報告される体制を構築しております。
- \*5)内部統制強化と企業文化改革を連動して推進させるため、2022年4月に「内部統制強化協議会」と「企業文化改革委員会」を統合して「ガバナンス・企業文化諮問委員会」へと改組いたしました。
- \*6)2025年4月に、「リスク管理部」と「コンプライアンス室」を統合し「リスク・コンプライアンス部」に改組し、部長、顧問を含め17名体制です。
- \*7)当社は、2022年6月に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しておりますが、当該移行に伴い、会計リテラシーが高い者として、公認会計士資格を有する野口和弘氏が監査等委員に選任されました。
- \*8)2022年4月に、営業統轄室と業務企画室を統合し、業務企画部に改組いたしました。
- \*9)2022年4月に、業務統制本部内に事業推進部(室)を新設し、2025年4月に業務推進部に改称いたしました。
- \*10)従前取締役がCROに就いていたところ、当社グルーブを取り巻〈事業環境の急速な変化に迅速かつ柔軟に対応していくため、2022年4月に際して執行役員をCROに任命しております。当該機構改革後は、管掌取締役及びCROがリスク管理委員会へ参加しております。
- \*11)当社は、2022年6月に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。
- \*12)2023年3月期第2四半期以降においては、内部監査室からの情報連携の機会として、取締役会、経営委員会、監査等委員会、監査等委員と内部監査室との意見交換会があることを踏まえ、内部監査室員による社外役員連絡会への出席は必要のある場合に行われる運用としております。
- \* 13)2021年11月に全ての施策の整備が完了し、以降は運用状況のモニタリングを実施しております。2025年3月期までの実施・運用状況の詳細については、当社ホームページの「発表情報一覧 (https://www.netone.co.jp/company/responsibility/announcements-list/)」をご参照ください。
- \*14)2025年9月30日時点の状況を記載しております。